

# 障害者虐待の防止と対応

《障害者虐待防止マニュアル》

養護者・福祉施設従事者等・使用者  
・その他関係者向け

帯 広 市

平成25年11月作成

## はじめに

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が、平成23年6月14日に衆議院、17日に参議院においてそれぞれ全会一致で可決され、平成24年10月1日に施行されました。

この法律の目的は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障害者の権利利益の擁護に資することとされています。

この目的を実現するために、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課するとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課しています。

この法律の制定を受け、帯広市では平成24年12月に「帯広市障害者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、関係機関・団体、民間事業所等との効果的な連携協力体制の構築を図っています。

また、障害者虐待の防止と対応について、養護者・福祉施設従業者・使用者、その他関係者向けにマニュアルを作成いたしました。

市民の皆様をはじめ、障害福祉サービス事業所の職員の方々など多くの皆様のご協力により、障害者虐待の防止、虐待の早期発見や障害者の保護、養護者へのより適切な支援などが推進されることを期待しております。

## < 目次 >

### I 障害者虐待防止と対応の基本

1 障害者虐待とは	
(1) 障害者虐待防止法の成立	2
(2) 「障害者虐待」の定義	2
ア) 養護者による障害者虐待	
イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	
ウ) 使用者による障害者虐待	
《養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待行為》	
2 障害者虐待に関する知識・理解の啓発	4
3 通報、相談・届出先	4
※障害者虐待の例	5
※障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲	6
4 障害者虐待の防止に向けた基本的視点	
(1) 障害者虐待防止と対応のポイント	7
(2) 障害者虐待の判断に当たってのポイント	8
5 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等	
(1) 国及び地方公共団体の責務	9
(2) 国民の責務	9
(3) 保健・医療・福祉等関係者の責務	9
6 帯広市及び北海道の役割と責務	
(1) 帯広市の役割と責務	10
(2) 北海道の役割と責務	13
7 個人情報の保護と例外規定	14
8 市町村等職員の守秘義務	14
9 公益通報者に対する保護規定	14
10 虐待防止ネットワーク会議の開催	14

### II 養護者による障害者虐待の防止と対応

1 障害者虐待の早期発見に向けて	
(1) 通報義務の周知	15
(2) 早期発見に向けて（チェックリスト）	15
2 養護者による障害者虐待が発生した場合の対応（市町村）	
(1) 相談、通報及び届出の受付	18
(2) コアメンバーによる対応方針の協議	18
(3) 事実確認及び訪問調査	20
(4) 虐待の判断	23
(5) 個別ケース会議の開催による援助方針の決定	24
(6) 立入調査	25
(7) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応	28
(8) その他の障害者支援	31

(9) 養護者（家族等）への支援	31
(10) モニタリング・虐待対応の終結	33
3 財産上の不当取引による被害の防止	34
4 成年後見制度等の活用	34

### Ⅲ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応

#### 1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止

(1) 虐待を防止するための体制について	35
(2) 施設の管理職・職員の研修、資質向上	39
(3) 個別支援の推進	39
(4) 虐待防止のための具体的環境整備	39
(5) 開かれた施設運営の推進	41
(6) 実効性のある苦情処理体制の構築	41
※虐待防止チェックリスト 職員用（入所・通所・施設用）	42

#### 2 相談・通報・届出への対応（市町村）

(1) 通報等の受付	46
(2) 市町村による事実の確認	47
(3) 市町村から都道府県への報告	49
(4) 都道府県による事実の調査	50
(5) 社会福祉法及び障害者自立支援法の規定による権限の行使	50
(6) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表	50

#### 3 身体拘束に対する考え方

(1) 基本的考え方	51
(2) 身体拘束とは	52
(3) やむを得ず身体拘束を行なうときの留意点	52

### Ⅳ 使用者による障害者虐待の防止と対応

#### 1 使用者による障害者虐待の防止

(1) 労働者への研修の実施	54
(2) 苦情処理体制の構築	54

#### 2 相談・通報・届出への対応（市町村・都道府県）

(1) 通報等の受付	56
(2) 市町村・都道府県による事実の確認等	58
(3) 市町村から都道府県への通知	59
(4) 都道府県から都道府県労働局への報告	59
(5) 都道府県労働局による対応	60
(6) 都道府県等による障害者支援	60
(7) 使用者による障害者虐待の状況の公表	60

様式等	A～G票、立入調査の身分証明書、障害者虐待事案に係る援助依頼書	61
-----	---------------------------------	----

### Ⅴ 参考資料

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	76
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則	86
帯広市障害者虐待防止ネットワーク会議設置要綱	90

# I 障害者虐待防止と対応の基本

## 1 障害者虐待とは

### (1) 障害者虐待防止法の成立

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。このため、平成23年6月17日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が議員立法により可決、成立し、平成24年10月1日から施行されました。

### (2) 「障害者虐待」の定義

障害者虐待防止法では、「障害者」とは障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義され、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。

障害者手帳所持の有無は要件としておらず、年齢による区別はなく18歳未満の方や65歳以上の方も含まれます。

障害者虐待防止法（法第2条第2項）では、障害者虐待を次のように定義しています。

- ア) 養護者による障害者虐待
- イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ウ) 使用者による障害者虐待

また、第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、より広く虐待行為が禁止されています。

## ア) 養護者による障害者虐待 (第2条、第7～14条)

「養護者による障害者虐待」について、「養護者」とは、身の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当します。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合があります。

「養護者による障害者虐待」とは、養護者が養護する障害者に対して行う3ページのいずれかに該当する行為とされています。

なお、経済的虐待については、養護者のみならず障害者の親族による行為も含まれます。

《養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待行為》 ⇒ 3ページ参照

(18歳未満の障害児に対する養護者の虐待は、総則など全般的な規定や養護者の支援については障害者虐待防止法に規定されていますが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。)

## イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 (第2条、第15～20条)

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者とされ、障害者福祉施設従事者等による虐待として、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム等に従事する者による3ページのいずれかに該当する行為とされています。

《養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待行為》 ⇒ 3ページ参照

(高齢者関係施設等の利用者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用され、児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用されます。)

## ウ) 使用者による障害者虐待 (第2条、第21～28条)

障害者虐待防止法では、使用者による障害者虐待の防止についても規定されています。

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者、その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」とされています。

この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていません。

使用者による障害者虐待とは、使用者が行う3ページのいずれかに該当する行為とされているほか、他の労働者による「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」などを放置している場合も「放棄・放置」に当たります。

《養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待行為》 ⇒ 3ページ参照

(使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず(18歳未満や65歳以上でも)障害者虐待防止法が適用されます。)

《養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待行為》

① 身体的虐待	共 通	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
② 性的虐待	共 通	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
③ 心理的虐待	養護者	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
	障害者福祉施設従事者等	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
	使用者	
④ 放棄・放置 (ネグレクト)	養護者	障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
	障害者福祉施設従事者等	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、 <u>他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置</u> <u>その他障害者を養護すべき職務上の義務</u> を著しく怠ること。
	使用者	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、 <u>他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置</u> 、 <u>その他これらに準ずる行為</u> を行なうこと。
⑤ 経済的虐待	養護者	養護者又は障害者親族が当該障害者の財産を不当に処分すること、その他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
	障害者福祉施設従事者等	障害者の財産を不当に処分すること、その他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
	使用者	

## 2 障害者虐待に関する知識・理解の啓発

障害者虐待は、障害者に対する重大な権利侵害であり、住民一人ひとりがこの問題に対する認識を深めることが障害者虐待を防ぐための第一歩となります。

また、虐待が顕在化する前には、差別や不当な扱いなどが前兆となる場合もありますので、虐待の芽に気が付くことも大切です。このため、障害者虐待防止法の制定を踏まえ、広報・啓発を進めることが必要です。

広報・啓発すべき内容としては、法の内容のほか、障害者の権利擁護、障害や障害者に関する正しい理解、障害者虐待に関する適切な知識などです。通報義務や通報窓口の周知も、虐待防止につながる取組となります。

帯広市としても、障害者虐待防止センターを設置するとともに、広く障害者虐待防止に関する広報・啓発を行ってゆきます。

## 3 通報、相談・届出先

(第6条、第7条、第16条、第22条)

### (1) 市民の通報の義務 ～ 帯広市障害者虐待防止センターの設置

障害者虐待防止法では、障害者虐待を受けたと思われる者を発見した人は、速やかに市町村に通報するよう義務づけられています。

身近に起こりうる問題ですが発見が遅れてしまうことは少なくありません。「もしかして」の状況での連絡が大切ですので、皆さんのご協力をお願いいたします。

帯広市では、障害者虐待防止センターを設置していますので、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合、速やかに下記まで通報などをお願いいたします。

### 障害者の虐待に関する通報、相談・届出先

#### ※ 帯広市障害者虐待防止センター

電 話 080-8295-1051

または

◇ [平日 8時45分～17時30分]

帯広市 保健福祉部 障害福祉課 電 話 65-4147

FAX 23-0179

(通報等があった場合、緊急対応などが適切に行えるよう保健福祉部障害福祉課職員のコアメンバーによる体制を整え、事案の緊急度等に応じて対応します。時間外に緊急対応を行う場合には、担当職員(複数体制)を決定し、速やかに積極的介入の必要性の判断を行います。)

## ※ 障害者虐待の例

<p>① 身体的虐待</p>	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる</li> <li>・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど、打撲させる</li> <li>・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど）</li> </ul>
<p>② 性的虐待</p>	<p>性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする</li> <li>・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する</li> <li>・わいせつな映像を見せる</li> </ul>
<p>③ 心理的虐待</p>	<p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る</li> <li>・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする</li> <li>・人格をおとしめるような扱いをする</li> <li>・話しかけているのに意図的に無視する</li> </ul>
<p>④ 放棄 ・ 放棄</p>	<p>食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事や水分を十分に与えない</li> <li>・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している</li> <li>・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける</li> <li>・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない</li> <li>・ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる</li> <li>・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない、制限する</li> <li>・必要な福祉サービスを受けさせない</li> <li>・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する</li> </ul>
<p>⑤ 経済的虐待</p>	<p>本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金や賃金を渡さない</li> <li>・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する</li> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない</li> <li>・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない</li> </ul>

※ 「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人PandA-J）を参考に作成

【参考】

## 障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

◇ 障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別に整理

- 障害者虐待防止法
- 児童虐待防止法
- 高齢者虐待防止

所在場所 年齢	在宅 (養護者・保護者)	福祉施設					企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援法		介護 保険法等	児童福祉法			
		障害福祉 サービス 事業所 (入所系・日中 系・訪問系・GH 等 含む)	相談 支援 事業所	高齢者 施設等 (入所系・通所 系・訪問系・居 住系等含む)	障害児 通所支援 事業所	障害児 入所 施設等 (注1)		
18歳未満	児童虐待 防止法 ○被虐待者の支 援 ◀都道府県▶ ※※			—	障害者虐待 防止法 (省令) ○権限行使 ◀都道府県 ・市町村▶	改正児童 福祉法 ○権限行使 ◀都道府県▶	障害者虐待 防止法 (省令) ○権限行使 ◀都道府県 ・市町村▶	
18歳以上 ～ 65歳未満	障害者虐待 防止法 ○被虐待者の支 援 ◀市町村▶	障害者虐待 防止法 ○権限行使 ◀都道府県 ・市町村▶	障害者虐待 防止法 ○権限行使 ◀都道府県 ・市町村▶	— [特定疾病] 40歳以上	(20歳まで) (注2) —	[20歳まで] —	— ○権限行使 ◀都道府県 労働局▶	障害者虐待 防止法 ○間接的 防止措置 (施設長)
65歳以上	障害者虐待 防止法 高齢者虐待 防止法 ○被虐待者の支 援 ◀市町村▶			高齢者虐待 防止法 ○権限行使 ◀市町村▶	—	—	—	

※※ 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

(注1) 里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

(注2) 放課後等デイサービスのみ

## 4 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点

### (1) 障害者虐待防止と対応のポイント

障害者虐待防止と対応の目的は、障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。

障害者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障害者が安定した生活を送れるようになるまで、切れ目のない支援体制を構築することが必要です。

#### ア 虐待を未然に防ぐための知識・理解の啓発と積極的なアプローチ

障害者への虐待は、本人の尊厳を著しく傷つけるものであることから、虐待が発生してからへの対応よりも虐待を未然に防止することが最も重要です。このためまず、市民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法の周知や障害者の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待に関する正しい理解の普及を図る必要があります。

また、障害者やその家族などが孤立することのないよう、必要な福祉サービスの利用を促進するなど養護者の負担軽減を積極的に図ります。

障害者福祉施設等は、今後、より高いレベルで虐待防止に向けた取組みを進めることが必要です。例えば、第三者評価を受けることや虐待防止委員会の設置、内部研修や会議等を通じて施設内での円滑なコミュニケーションを図る、などが有効です。

#### イ 虐待の早期発見・早期対応

障害者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し、障害者や養護者等に対する支援を開始することが重要であることから、通報義務を周知していくことが必要です。また、障害者虐待防止法では、国・地方公共団体のほか（第6条第1項）、保健・医療・福祉・労働等の関係者も虐待の早期発見に努めること（第6条第2項）とされていますので、これら関係者は、虐待問題に対する意識を高く持たねばなりません。

さらに、関係機関・団体等との協力連携、ネットワークなどによって、虐待を早期に発見し、対応できる仕組みを整えることが必要です。

また、各障害者支援施設や障害福祉サービス事業所から事故報告書が提出された場合には、その内容が虐待に当たらないか注意が必要です。

虐待は夜間や休日を問わず発生するため、相談や通報、届出や緊急の保護に対応できる24時間体制を構築し、関係機関や市民に周知する必要もあります。

#### ウ 障害者の安全確保を最優先する

障害者虐待に関する通報等の中には、障害者の生命に関わるような緊急的な事態もあることから、対応は一刻を争うことが予想されます。

また、障害者本人の自己決定が難しいときや養護者との信頼関係を築くことができないときでも、障害者の安全確保を最優先するために入院や措置入所などの緊急保護を必要とする場合があります。

ただし、このような緊急的な保護を実施した場合には、養護者に対し、特にその後の丁寧なフォローアップを行う必要があります。

## エ 障害者の自己決定の支援と養護者の支援

虐待を受けた障害者は、本来持っている生きる力や自信を失っている場合も多くみられます。障害者が主体的に生きられるよう、生活全体への支援を意識しながら、障害者が本来持っている力を引き出す関わりを行い（エンパワメント）、本人の自己決定を支援する視点が重要であり、地域において自立した生活を円滑に営めるように取り組まなければなりません。

一方、在宅の虐待事案では、虐待している養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくないため、障害者の安全確保を最優先としつつ、養護者支援を意識することが必要です。

これら障害者や養護者への支援の取組みは、関係者による積極的な働きかけや仲介によって信頼関係を構築しながら、時間をかけて行うことが必要です。

## オ 関係機関の連携・協力による対応と体制

障害者虐待の発生には、家庭内での長年の人間関係や介護疲れ、障害に対する理解不足、金銭的要因など様々な要因が複雑に影響している場合も多く、支援にあたっては障害者や養護者の生活を支援するための様々な制度の活用や知識が必要となります。

そのため、支援の各段階において、複数の関係機関が連携を取りながら障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要です。

## (2) 障害者虐待の判断に当たってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意します。

このとき、虐待かどうかの判断が難しい場合もありますが、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することが必要です。

### ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

虐待事案においては、虐待をしているという自覚のある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合もあります。また、しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案もあるほか、「自傷・他害があるから仕方ない」ということが一方的な言い訳となっている場合もあります。

虐待している側の自覚は問いません。虐待側に自覚がなくても、障害者は苦痛を感じたり、生活上困難な状況に置かれていたりすることがあります。

虐待しているという自覚がない場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があります。

### イ 障害者本人の「自覚」は問わない

障害の特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。

また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、障害者が無力感から諦めてしまっていることがあります。このように障害者本人から訴えの無いケースでは、周囲がより積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険がありますので注意を要します。

## ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

施設や就労現場で発生した虐待の場合、障害者の家族への事実確認で「これくらいのこととは仕方がない」と虐待する側を擁護したり、虐待の事実を否定したりすることがあります。これは、障害者を預かって貰っているという家族の気持ちや、他に行き場がないという状況がそういう態度を取らせているとも考えられます。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人の支援を中心に考える必要があります。

## エ 虐待の判断はチームで行う

障害者虐待の事案に対する判断は担当者一人で行うことを避け、組織的に行うことが必要であり、組織の管理職が虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要です。

相談や通報、届出を受けた市職員などは、速やかに上司に報告し、また個別ケース会議などを活用して緊急性の有無、事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。さらに、事実確認のための調査では、客観性を確保する観点から、複数の職員で対応することを原則とします。

# 5 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うため、国や地方公共団体、国民、障害者の福祉に業務上・職務上関係のある団体、障害者福祉施設従事者等に対する責務が規定されています。

## (1) 国及び地方公共団体の責務

障害者虐待防止法では、国や地方公共団体は、障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護と養護者に対する適切な支援等を行うため、以下の責務が規定されています。

- ① 関係機関の連携強化、支援などの体制整備（第4条第1項）
- ② 人材の確保と資質向上のための研修等（第4条第2項）
- ③ 通報義務、救済制度に関する広報・啓発（第4条第3項）
- ④ 障害者虐待の防止等に関する調査研究（第42条）
- ⑤ 成年後見制度の利用の促進（第44条）

## (2) 国民の責務

国民は、障害者虐待の防止等に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています（第5条）。

## (3) 保健・医療・福祉等関係者の責務

保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障

害者虐待の早期発見に努めなければならないとされています（第6条第2項）。

同項では、次の関係者が規定されています。

- 障害福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体
- 障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者等

これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています（第6条第3項）。

さらに、次の関係者については、それぞれの責務が規定されています。

① **障害者福祉施設の設置者等**（第15条）

障害福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備など障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置

② **使用者**（第21条）

労働者の研修の実施、苦情処理の体制の整備などの使用者による障害者虐待防止等のための措置

③ **学校の長**（第29条）

教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置

④ **保育所等の長**（第30条）

保育所等の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置

⑤ **医療機関の管理者**（第31条）

医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置

## 6 帯広市及び北海道の役割と責務

### （1）帯広市の役割と責務

#### ア 養護者による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の速やかな障害者の安全確認、通報等に係る事実確認、障害者虐待対応協力者との対応に関する協議（第9条第1項）
- ② 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置、そのための居室の確保（第9条第2項、第10条）
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法に規定する成年後見制度の利用開始に関する審判の請求（第9条第3項）
- ④ 立入調査の実施、立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第11条、第12条）
- ⑤ 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する措置が採られた障害者に対する養護者の面会の制限（第13条）
- ⑥ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置並びに障害者が短期間養護を受ける居室の確保（第14条第1項・第2項）
- ⑦ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第35条）

## イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告（第17条→省令で定める）
- ② 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（第19条）

## ウ 使用者による障害者虐待について

通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知（第23条）

## エ 帯広市障害者虐待防止センターの機能と周知

帯広市障害者虐待防止センターの具体的な業務は次のとおりです。

- ① 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理（第32条第2項第1号）
- ② 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言（第32条第2項第2号）
- ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発（第32条第2項第3号）

## オ 財産上の被害防止等について

養護者、親族又は障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の第三者による財産上の不当取引の被害が合った場合、相談の受付や関係部局・機関の紹介すること（第43条第1項）となっています。

市は消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生児童委員、相談支援専門員、居宅介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行い、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

相談窓口	帯広市消費生活アドバイスセンター
・電話	22-8393、または23-8126
・所在地	西4条南13丁目 とかちプラザ内
・相談日	火曜～土曜日 10時～17時
・定休日	日曜日、月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）

## カ 成年後見制度等の活用

虐待を受けている障害者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

障害者虐待防止法でも、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により、市町村長による成年後見制度の利用開始の審判請求（以下「市町村申立」といいます。）を行うことが定められています（第9条第3項）。

障害者虐待防止法には、国や地方公共団体が成年後見制度の周知や制度利用に当たっての経済的負担の軽減措置を図ることも規定されています（第44条）。

市は、成年後見制度や成年後見制度利用支援事業の周知を行い、この制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、積極的に成年後見制度につなげることが必要です。

なお、法定後見の申立ては、原則、本人・配偶者・4親等内の親族等が行いますが、市町村申立の場合には、基本的に、2親等内の親族の有無を確認すれば足りる取り扱いとしています。

### 成年後見制度の市町村長申立てについて

市町村長による申立てを行うに当たっては、市町村は、基本的には2親等内の親族の意思を確認すれば足りる取り扱いになっています。

(ただし、2親等以内の親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申立てをするものの存在が明らかである場合には、市町村長による申立ては行われなことが基本となります)

なお、虐待等の場合で、2親等内の親族が申立てに反対する場合も考えられます。そのような場合には、2親等内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市町村長申立てが必要となる場合があります。

※ (参考) 「地域包括支援センター業務マニュアル」から

成年後見制度のほか、社会福祉協議会が実施している「日常自立支援事業」の「日常生活的金銭管理サービス」や「書類等の預かりサービス」利用なども検討します。

## (2) 北海道の役割と責務

### ア 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ① 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使 (第19条)
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況やその際に採った措置等の公表 (第20条)

### イ 使用者による障害者虐待について

使用者による障害者虐待に係る事項の都道府県労働局への報告 (第24条)

### ウ 北海道障がい者権利擁護センターの機能と周知

北海道障がい者権利擁護センターの体的な業務は次のとおりです。

- ① 使用者虐待に関する通報又は届出の受理 (第36条第2項第1号)
- ② 市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助 (第36条第2項第2号)
- ③ 障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介 (第36条第2項第3号)
- ④ 障害者及び養護者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等 (第36条第2項第4号)
- ⑤ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供 (第36条第2項第5号)
- ⑥ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発 (第36条第2項第6号)
- ⑦ その他障害者虐待の防止等のために必要な支援 (第36条第2項第7号)

## ※北海道障がい者権利擁護センター

北海道では道庁内(障がい者保健福祉課)に「北海道障がい者権利擁護センター」を設置し、使用者による虐待の通報や届出の受理のほか、市町村が行う虐待防止対策への支援、予約制による医師や弁護士による定期の専門相談などを行っています。

◇ [平日 8時45分～17時30分]

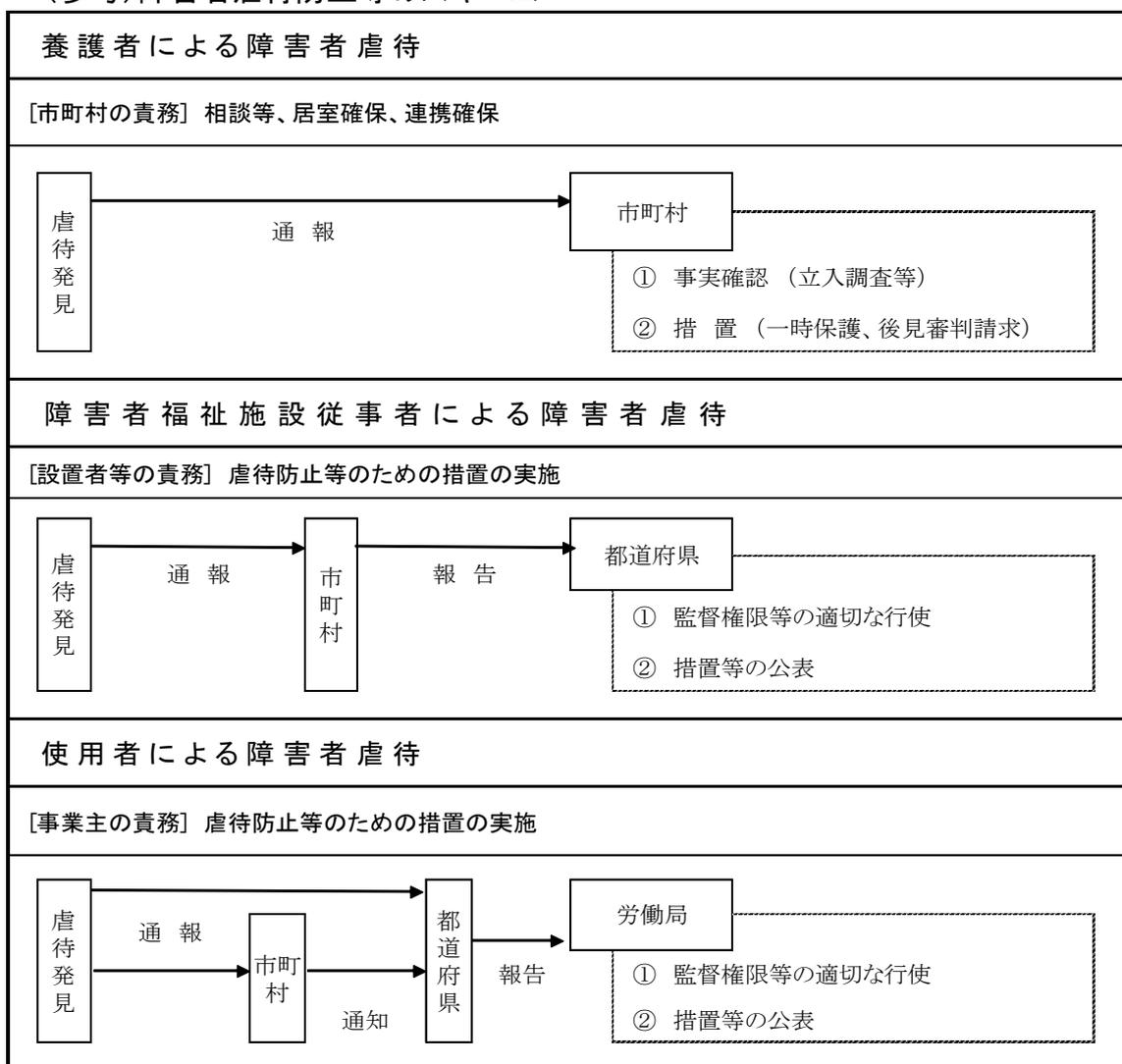
※北海道障がい者権利擁護センター

電話：011-231-8617

(休日・夜間は留守番電話の対応)

## 障害者虐待が発生した場合の対応（帯広市）

(参考)障害者虐待防止等のスキーム



## 7 個人情報の保護と例外規定

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）では、

- ・本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと（第16条）
- ・本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないこと（第23条）

が義務づけられています。

しかし、障害者虐待事案への対応では、当該障害者や養護者等に関する情報は第三者提供の制限の例外として扱われる場合もあります。

虐待を受けているおそれがある障害者や養護者・家族の情報を支援者間等で共有する必要があるため、個人情報の保護に関する法律における個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを制限する例外として、「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（第23条第1項第2号）の規定があることから、この例外規定によって守秘義務が解除されているものと判断します。

ただし、共有する情報については必要最小限にするなどの配慮を行います。

## 8 市町村等職員の守秘義務

障害者虐待防止法では、市町村等の職員が通報又は届出を受けた場合、職務上知り得た事項であって、その通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとあり、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課されています（第8条）。

## 9 公益通報者に対する保護規定

公益通報者保護法では、労働者が事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようしている旨を所定の要件を満たして、公益通報を行なった場合、通報者に対する保護が規定となります。

## 10 虐待防止ネットワーク会議の開催

障害者虐待の防止や虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援等を適切に行なうため、関係機関と障害者虐待防止ネットワーク会議を開催し、情報の共有を行ない、速やかな連携協力ができる体制を構築します。

## Ⅱ 養護者による障害者虐待の防止と対応

### 1 障害者虐待の早期発見に向けて

障害者虐待が深刻化する前に早期に発見し、支援につなげられるよう次のような取組みを行ないます。

#### (1) 通報義務の周知

帯広市では、市民や関係機関に対する障害者虐待の理解や啓発、通報義務について、広報誌や啓発ポスター、パンフレットなどにより広く周知を図り、障害者本人や養護者・家族にもこれらの情報が伝わり、当事者が虐待について理解することや、障害者本人が虐待被害を訴えることができるように努めます。

#### (2) 早期発見に向けて ～ チェックリスト

虐待を早期に発見するためには、障害者が不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さないことが重要なことから、障害者が障害福祉サービスを利用している場合には、担当の相談支援専門員や障害福祉サービス事業所の職員などは、障害者の身体面や行動面での変化、養護者の様子の変化などを専門的な知識を持って、常に観察するよう協力連携をお願いし、早期発見に努めます。また、関係機関等と障害者虐待防止ネットワーク会議を開催し、連携協力のもと早期発見・早期対応に努めます。

なお、虐待として顕在化する前に、差別や不当な扱いなどが前兆となる場合もありますので、このような虐待の芽に気が付くことも大切です。これらを含め、早期発見のため、次のチェックリストを確認してください。

#### 【参考】 障害者虐待発見チェックリスト

虐待していても本人にはその自覚のない場合や、虐待されていても障害者自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。

複数の項目に当てはまる場合は、疑いがそれだけ濃いと判断できます。

これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

##### <身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない

- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

#### <性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

#### <心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

#### <放棄・放置のサイン>

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

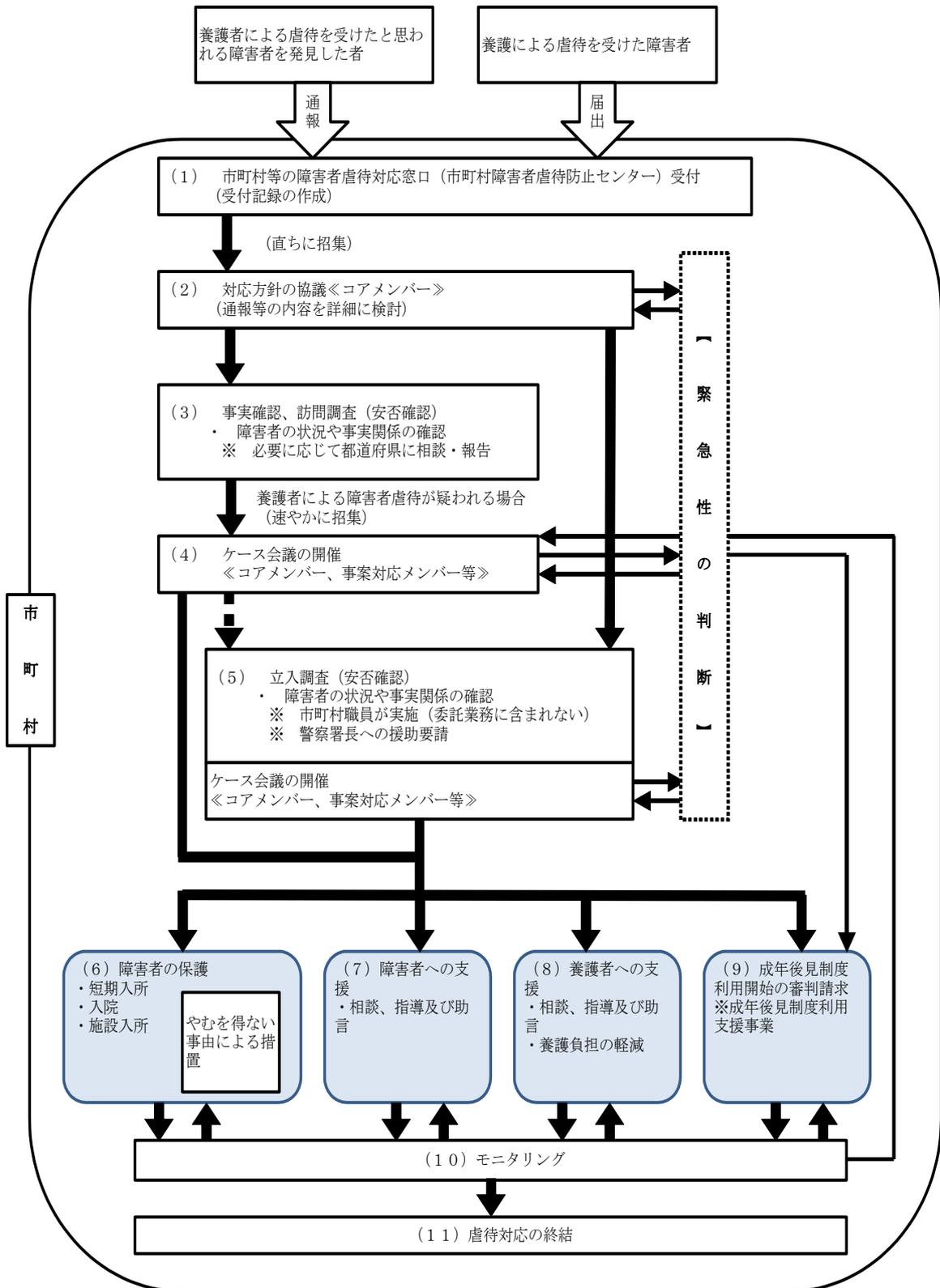
#### <経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ている、なのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人PandA-J）を参考に作成

## 2 養護者による障害者虐待が発生した場合の対応（市町村）

養護者による障害者虐待が発生した場合の帯広市における対応をフロー図にしたものです。



## (1) 相談、通報及び届出の受付

### ア 相談、通報及び届出の受付時の対応 (A票)

障害者虐待に関する相談や通報・届出を受けた職員は、虐待の状況や障害者・養護者等の状況、通報者の情報など可能な限り必要となる情報を聴取し、次の段階への判断の根拠とします。

あいまいに聞き取るのではなく、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのかなどを確認しながら聞き取り、虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したのかなど、具体的な内容を聞き取ります。

#### ① 虐待の状況

- ・ 虐待の種類や程度
- ・ 虐待の経過
- ・ 虐待の具体的な状況
- ・ 緊急性の有無

#### ② 障害者の状況

- ・ 障害者本人の氏名、居所、連絡先、心身の状況、意思表示能力

#### ③ 虐待者と家族の状況

- ・ 虐待者の状況、虐待者と障害者の関係
- ・ その他の家族関係

#### ④ 障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無

- ・ 障害福祉サービス等の利用の有無
- ・ 家族に関わりのある関係者の有無

#### ⑤ 通報者の情報

- ・ 氏名、連絡先、障害者・養護者との関係等

通報時に通報者が虐待という言葉を使わない場合でも、相談を受けた職員は、障害者の状態など相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭に置いて相談を進め、匿名による通報であっても、きちんと通報内容を聴くこととします。

受付記録の記入後においては、保健福祉部障害福祉課の責任者の確認を受け、受付台帳に編綴して適切に保管します。

### イ 警察からの通報

警察庁では、平成24年9月5日に各都道府県警察に通達を発出し、警察活動に際し、障害者虐待事案を認知した場合には、虐待行為者の種別を問わず、市町村に通報することとされていますので、通報があったケースには適切に対応します。

## (2) コアメンバーによる対応方針の協議

### ア 初動対応の決定 (B票)

相談・通報・届出を受けたときには、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合であるかどうか「相談・通報・届出票」(A票)をもとに、保健福祉部障害福祉課の管理職等を中心としたコアメンバーによって組織的に行います。ここで、障害者や養護者・家族等の状況に関する更なる事実確認の方法や関係機関への連絡・情報提供依頼などに関する今後の対応方針、職員の役割分担などを決定します。

#### ◇ 時間外の対応の体制整備

- ・ 障害者虐待の通報等に対し、平日のほか休日・夜間でも迅速かつ適切に対応できる体制を整備します。（時間外窓口、職員連絡網等）  
このとき、受付機能だけではなく、組織的判断や緊急対応などが適切に行えるようコアメンバーによる体制を整え、事案の緊急度等に応じて対応します。
- ・ 時間外に緊急対応を行う場合には、当面の対応方針と担当職員（複数体制）を決定（初期対応）し、その後、速やかに改めて積極的介入の必要性の判断を行い、時間外対応の状況報告と評価を行い、今後の方針を決定します。

#### ◇ 通報者への報告

- ・ 通報者が、障害者や養護者・家族等に継続して関わる可能性がある場合には、関わり方などについての要望やアドバイスを伝えます。
- ・ 通報者の協力を求める場合は、通報者には守秘義務がないことから慎重に行いません。

### イ 初動対応のための緊急性の判断について

受付記録の作成後（場合によっては形式的な受付記録の作成に先立ち）、直ちに相談等の受付者がコアメンバー等に相談し、判断を行います。

#### ① 緊急性の判断の際に留意すべき事項

緊急性の判断に当たっては、下記の事例をよく検討し、養護者への支援の視点も意識しつつ、障害者の安全確保が最優先であることに念頭に置き対応します。

- ・ 過去の通報や支援内容などに関する情報の確認
- ・ 虐待の状況や障害者の生命や身体への危険性

#### 【参考】 緊急性が高いと判断できる状況（例）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される<ul style="list-style-type: none"><li>・ 骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷</li><li>・ 極端な栄養不良、脱水症状</li><li>・ 「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報</li><li>・ 器物（刃物、食器など）を使った暴力もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される</li></ul></li><li>○ 障害者本人が保護を求めている<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者本人が明確に保護を求めている</li></ul></li></ul> |
|---|

#### ② 緊急性の判断後の対応

##### ○ 緊急性があると判断したとき

- ・ 障害者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合、早急に介入する必要があることから、措置を含めた保護方法を速やかに検討します。

##### ○ 緊急性はないと判断したとき

- ・ 緊急性がないと判断できる場合には、その後の調査方針と担当者を決定します。その際、調査項目と情報収集する対象機関を明らかにして職員間で分担します。
- ・ 情報が不足するなどから緊急性がないと確認できない場合には、障害者の安全が確認できるまで、さらに調査を進めます。

## ○ 共 通

- ・ 決定した内容は会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受け保存します。

### (3) 事実確認、訪問調査

#### ア 事実確認の必要性

障害者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります（第9条）。

事案によっては、直ちに安全の確認や緊急措置入所が必要な場合もあると考えられることから状況に応じて対応し、休日・夜間に関わりなく、できる限り速やかに行います。

事実確認に当たっては、虐待を受けている障害者の安全の確認や、現在得られている虐待に関する情報のみでなく、障害者や養護者等の家族状況を全体的に把握し、支援方針に反映します。

訪問などによる事実確認の他、市の他部局、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所、民生児童委員など当該障害者と関わりのある機関や関係者から情報収集し、障害者の状況をできるだけ客観的に確認するようにします。

#### イ 事実確認で把握・確認すべき事項（C票）

把握・確認すべき項目の例は以下（及びウ(7)）のとおりです。

重要な情報については、できるだけ複数の関係者から情報を得るようにします。

また、あいまいに聞き取るのではなく、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのかなどを確認し、虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したのかなど、具体的な内容を確認します。

##### ① 虐待の状況

- ・ 虐待の種類や程度
- ・ 虐待の具体的な状況
- ・ 虐待の経過

##### ② 障害者の状況

- ・ 安全確認・・・関係機関や関係者の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- ・ 身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。慢性疾患等の有無や通院医療機関、障害福祉サービス等の利用等、関係機関との連携も図る。
- ・ 精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
- ・ 生活環境・・・障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。

##### ③ 障害者と家族の状況

- ・ 人間関係・・・障害者と養護者・家族等の人間関係を把握（関わり方等）
- ・ 養護者や同居人に関する情報  
（年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、虐待との関わりなど）

##### ④ 障害福祉サービス等の利用状況

※ なお、障害者が重傷を負った場合や障害者又はその親族が、虐待行為を行っていた養護者等を刑事事件として取扱うことを望んでいる場合などには、所管の警察との情報交換が必要となる場合もあります。

## ウ 関係機関からの情報収集

通報等がなされた障害者や養護者・家族の状況を確認するため、庁内他部局をはじめ民生児童委員や医療機関、障害福祉サービスを利用している場合には担当相談支援専門員やサービス事業者などから多面的な情報を収集します。

### (7) 収集する情報の種類等

関係機関からは、障害者虐待が疑われる家族に対する援助や介入の必要性を判断するために必要な範囲で情報収集します。その際の個人情報やプライバシーの保護には十分な配慮を行います。

#### 関係機関から収集する情報の種類等の例

- ・ 家族全員の住民票（同居家族構成の把握）
- ・ 戸籍謄本（家族の法的関係や転居歴等）
- ・ 生活保護受給の有無（受給していれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴を把握。また、援助の際に福祉事務所と連携を図る。）
- ・ 障害福祉サービス等を利用している場合は、担当相談支援専門員や利用している障害福祉サービス事業所などからの情報
- ・ 医療機関からの情報
- ・ 警察からの情報
- ・ 民生児童委員からの情報

### (4) 情報収集する際の留意事項

関係機関から情報を収集する際には、以下の諸点について留意します。

- ・ 障害者虐待に関する個人情報については、個人情報保護法の第三者提供の制限（同法第23条）の例外規定に該当すると解釈できる旨の説明や、相談支援事業者等との契約において包括的な同意のもとに個人情報の提供が可能な場合には、その旨を説明します。
- ・ 情報収集とともに協力を依頼する場合など、通報内容に関する情報提供が必要な際には、その情報の取り扱いについては慎重にするよう注意を喚起します。

## エ 訪問調査

虐待の事実を確認するためには、原則として障害者の自宅を訪問して障害者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握します。

ただし、訪問による面接調査は、養護者・家族等や障害者本人にとっては抵抗感が大きいため、調査を拒否するケースなどの場合は、障害者や養護者・家族等と関わりのある機関や親族、知人、近隣住民などの協力を得ながら情報収集を行うなどして、円滑に調査が行えるようにします。

## (訪問調査を行う際の留意事項)

### ① 信頼関係の構築を念頭に

障害者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素であるため、訪問調査は虐待を受けている障害者や養護者・家族等を支援するために行うものであることを十分に説明し、理解を得るように努力することが必要です。

### ② 複数の職員による訪問

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。また、障害者虐待では障害者本人と養護者等双方への支援が必要ですので、別々に対応し、支援者との信頼関係を構築するよう努める必要があります。

### ③ 障害者、養護者等への十分な説明

訪問調査にあたっては、障害者及び養護者に対して次の事項を説明し、理解を得るものとします。ことに虐待を行っている養護者等に対しては、訪問調査やその後の援助は養護者や家族等を支援するものでもあることを十分に説明することとします。

- ・ 職務について・・・・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について・・・・調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 障害者の権利について

障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市がとり得る措置に関する説明

### ④ 障害者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

調査にあたっては、障害者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮を行います。

- ・ 身体状況の確認時・・・・性的虐待や衣服を脱いで確認する場合は、同性職員が対応します。
- ・ 養護者への聞き取り・・・・第三者のいる場所では行いません。
- ・ 訪問調査→措置入所時・・・・

養護者不在時に訪問調査や障害者の保護を行った場合は、訪問調査や保護の事実と法的根拠、趣旨、連絡先等を明記した文書をわかりやすい場所に置き、置く場所は第三者の目に触れないところとします。

### ⑤ 柔軟な調査技法の実施

調査に当たっては、障害者や養護者の状況を判断しつつ、障害者の安全確保を第一に置きながら、信頼関係の構築も念頭に置いて柔軟に対応する必要があります。

### ⑥ 調査の継続性の確保

調査を実施して障害者の安全や事実確認を行った後も、障害者や養護者を取り巻く環境は常に変化しますので、定期的に訪問して状況を確認し、継続的にアセスメントを実施します。

## 事実確認と情報収集のポイント

### ① 原則として自宅を訪問する

- ・ 一方的に虐待者を悪と決めつけず、先入観を持たないで対応する。
- ・ 本人と虐待者は別々に対応する。  
(本人と虐待者の担当者は分け、チームで対応する。)
- ・ 事案によっては、健康相談など別の理由による訪問とすることを検討する。
- ・ 虐待者に虐待を疑っていることがわからないよう対応する。  
※ 虐待通報を受けての通報であることを明示する方が良い場合もあります。
- ・ プライバシー保護について説明する。

### ② 収集した情報に基づいて確認を行う

- ・ 介護者の介護負担をねぎらいながら、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。
- ・ 関係者から広く情報を収集する。(家の状況、居室内の状況、本人の様子など)

### ③ 解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する

- ・ 緊急分離か見守りか
- ・ 一時分離かサービス提供、家族支援か。
- ・ 介護負担軽減を図るプランを提案する。
- ・ 病院か施設か。
- ・ 自分の価値観で判断せず、組織的に判断します。

※「障害者虐待防止マニュアル」(NPO 法人 PandA-J) を参考に作成

## オ 介入拒否がある場合の対応

調査や支援に対して拒否的な態度をとる養護者等には、抵抗感の少ない方法を優先的に検討し、様々な関係者との連携協力のもとで対処しますが、障害者の生命や身体に関する危険性が認められるなど緊急な介入が必要な場合には、養護者等の拒否的な態度に関わらず立入調査を含めて積極的な介入を行います。

### (ア) 関わりのある機関からのアプローチ

障害者が障害福祉サービス等を利用している場合には、養護者に対して介護負担を軽減するためにショートステイ等の障害福祉サービスが利用できるなどの情報を伝え、養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や援助に対する抵抗感を減らすなどの工夫をします。

### (イ) 医療機関への一時入院

障害者に外傷や疾病、体力の低下などが疑われる場合には、医師や医療機関の協力を仰いで、検査入院などにより、障害者と養護者を一時的に分離することで、養護者等への支援が効果的に行える場合も検討します。

### (ウ) 親族、知人、地域の関係者からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、地域関係者などがいる場合には、それらの人に養護者の相談にのってもらいながら、障害者や養護者等の状況確認などの協力してもらうことなどの方法も検討します。

## (4) 虐待の判断

### ア コアメンバー会議の開催 (D・F票)

コアメンバー会議を開催し、事実確認によって得た情報をもとに事案の分析・検討を行い、虐待及び緊急性の判断や対応方針などを決定します。

必要に応じて、関係機関や専門家の助言・支援要請などについて検討します。  
後述の(6)立入調査についても状況に応じて判断します。

#### イ 虐待の判断

この会議において、虐待の判断を行います。

「虐待」と判断された場合は、(7)積極的な介入の必要性が高い場合の対応に沿って対応します。

また、虐待の事実がないと判断される場合にも、障害者の安全が確認されるまで見守り的な支援をする必要があります。これらの判断に当たっては、正確な情報収集に基づき「緊急性」と「重大性」を評価し、それらを根拠に組織として判断します。

### (5) 個別ケース会議の開催による援助方針の決定

虐待と判断された場合は、個別ケース会議において事案に対する協議を行い、援助方針や支援者の役割について決定します。

なお、援助方針を検討する際には、虐待の状況に応じて多面的に状況分析を行い、多面からの支援がなされるよう検討することとします。

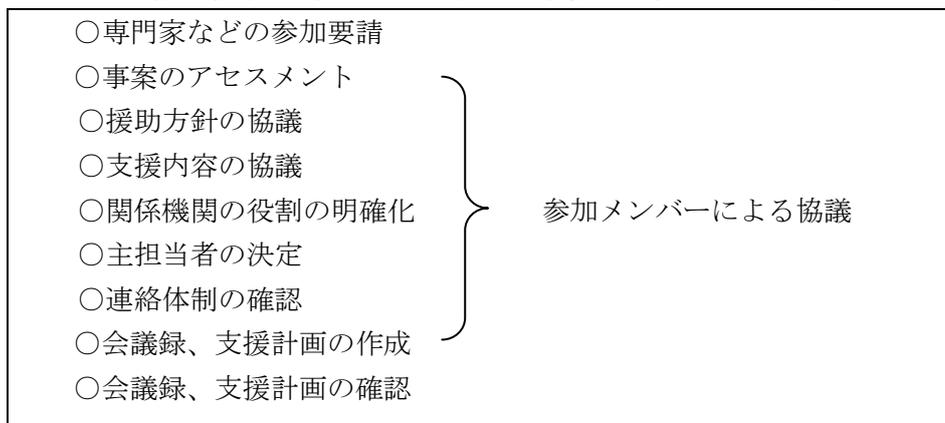
また、障害者本人がどのような支援や生活を望んでいるのか、本人の意思を確認、尊重しつつ、表に出てこないニーズについてもアセスメントすることが重要です。

#### ア 個別ケース会議の開催 (E・F票)

個別ケース会議の参加メンバーは、保健福祉部障害福祉課のコアメンバーとし、必要に応じて関係機関等の参加・協力を得るものとします。

会議は、通報等を受理して必要な情報等の確認を行った後、速やかに開催し、個別の虐待事案に対する援助方針、援助内容、主担当者、連絡体制等について協議を行います。

個別ケース会議の実施にあたっては、次の業務が必要となります。



#### イ 支援の必要度の判断

対応方法を検討する際には、障害者の生命や身体に危険性があるかどうか見極めること

を最優先するとともに、虐待の程度を把握し、今後の進行を予測するなど様々な視点からの検討を行います。

個別ケース会議により、支援の度合い（見守り・予防的支援、相談・調整・社会資源活用支援、保護・分離支援）の判断と状況によっては緊急保護を行うことを検討します。さらに、それ以外の場合は相談支援や養護者の支援などにより虐待の解消を図ります。

また、立入調査について、コアメンバー会議のほか個別ケース会議においても、状況に応じて判断します。

なお、事実確認時に大きな危険性が認められなくても、その後に問題が深刻化するケースも考えられることも踏まえ、早期に、かつ適切に判断し対応するようにします。

## ウ 個人情報の取扱い

個別ケース会議等では、虐待を受けている恐れがある障害者や養護者・家族の情報を支援者間で共有する必要があるため、個人情報の保護に関する法律における個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを制限する例外として、「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」

（第23条第1項第2号）の規定があることから、この例外規定によって守秘義務が解除されているものと判断します。

ただし、共有する情報については必要最小限にするなどの配慮を行います。

## （6）立入調査

### ア 立入調査の法的根拠

虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められるときは、市町村長は、担当部局の職員に、虐待を受けている障害者の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができるとされています（第11条第1項）。

立入調査は、市町村の障害福祉所管課職員が行い、その際には障害者の生命又は身体の安全確保に万全を期する観点から、必要に応じて管轄する警察署長に対し、援助を求めなければならないとされています（第12条）。

なお、正当な理由がなく立入調査を拒んだり、虚偽の答弁をした者は、30万円以下の罰金に処せられることとされています（第46条）。

### イ 立入調査の要否の判断

当事者から情報が取れない場合であっても、関係者から必要な情報が聴き取れると判断したときは、その方法を優先します。しかし、それらの方法で確認する手立てがなく、かつ障害者の安否が気遣われる場合には、立入調査権の発動を検討する必要があります。

その際、タイミングや状況、関係者の協力などを総合的に勘案して決定することが必要となりますので、決定に当たっては、コアメンバーで検討するとともに、正式な決裁を経ることが必要です。

立入調査が必要と認められる状況は、緊急性や重大性があるとともに養護者の協力が得られない場合です。

## 立入調査が必要と判断される状況の例

- ① 障害者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- ② 障害者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- ③ 何らかの団体や組織、あるいは個人が、障害者の福祉に反するような状況下で障害者を生活させたり、管理していると判断されるとき。
- ④ 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障害者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- ⑤ 障害者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものがないとき。
- ⑥ 入院や医療的な措置が必要な障害者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- ⑦ 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や障害者の安全が懸念されるようなとき。
- ⑧ 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる障害者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- ⑨ 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障害者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- ⑩ その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障害者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や障害者の保護が困難であるとき。

## ウ 立入調査の実施体制

### ① 立入調査の執行にあたる職員（様式1）

- ・ 保健福祉部障害福祉課の複数の職員が行います。

### ② 警察との連携（様式2）

立入調査を行う際に、養護者から抵抗を受けるおそれがあるなど市職員だけでは職務執行をすることが困難で、警察の援助が必要である場合には、帯広警察署と事前協議を行い、援助依頼書を提出します。

### ③ その他の関係者との連携

養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所などと連携し、精神保健福祉相談員等の同行を検討するとともに、事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保などの手配をあらかじめ行っておく必要も検討します。養護者や家族と関わりのある親族等に、同行や立会いを求めることも有効な場合があることから検討します。これらの場合、事前に打ち合わせを行い、種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくこととします。

## エ 立入調査の実施方法

- ① 立入調査には実施上の制約があり、養護者等が立入調査を拒否し、施錠してドアを開

けない場合に鍵やドアを壊して立ち入ることはできませんので、立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、あらかじめ立入調査を執行するための準備を綿密に行うことが必要です。

(例えば出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる、等)

- ② 立入調査の執行について、養護者等に事前に知らせません。
- ③ 立入調査ではタイミングがポイントであり、個々の事案の入念な検討、関係者の協議に基づく判断により、例えば、障害者と養護者が共に在宅しているときと、養護者が外出しているときのいずれが良いかなどについて、慎重に検討の上、実施します。

## オ 立入調査の留意事項

- ① 立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示します。(第11条第2項)
- ② 立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意を持って説明します。

### ③ 保護の判断と実行

障害者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察し、障害者から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で聴取します。

障害者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、障害者本人の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録します。

障害者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等を総合的に判断して、障害者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院や一時保護などの措置を通じて、緊急に障害者と養護者を分離しなければならないことを伝え、養護者の意思に反する場合であっても実行に踏み切るものとします。

### ④ 緊急に障害者と養護者の分離が必要でない判断されたとき

緊急に障害者と養護者とを分離することの必要が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うこととします。

なお、緊急の対応が不要になったとしても、障害者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが必要となりますので、各機関におけるサービスの説明や何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくします。

## カ 調査記録の作成と関係書類等の整備

- ① 立入調査執行後は、調査記録を作成します。
- ② 関係書類については、障害者の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、調査記録と共に整備しておきます。

## (7) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

個別ケース会議において、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとなれば重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ的確な対応を行ないます。

この場合、虐待を受けている障害者の生命の安全を確保することが最重要ですので、場合によっては障害者本人や養護者の意向に関わらず、速やかに市関係担当部局や関係機関に連絡するとともに、医療機関や必要が認められるときには警察への通報も行います。

### ア 障害者の保護（養護者との分離）

障害者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとなれば重大な結果を招くおそれがある場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、障害者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討することとなります。

また、これによって、障害者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

#### ① 保護・分離の要否と迅速な対応

障害者の保護・分離の必要性については、保健福祉部障害福祉課のコアメンバーによって個別ケース会議等を通じ、関連機関・関係者との協議を行うなど、できる限り客観的で慎重な判断を行い、決定します。

障害者の保護・分離をすることが必要と決定した場合には直ちに対応することとし、また、休日や夜間についてもできる限り速やかに対応することを原則とします。

#### ② 保護・分離の手段

虐待を受けた障害者を保護・分離する手段としては、契約による障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所等）、やむを得ない事由等による措置（施設入所、短期入所等）、医療機関への一時入院、一時保護など、障害者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討します。

### イ やむを得ない事由による措置

#### (7) 「やむを得ない事由」による措置を行う場合

保護・分離の一手法として、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく市町村長による「やむを得ない事由による措置」があり、この「やむを得ない事由」によって契約による障害福祉サービスを利用することが著しく困難な障害者に対し、市町村長が職権によって障害福祉サービスを利用させることができるというものです。

障害者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって障害者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる場合には、養護者による障害者虐待の防止や障害者の保護が図られるよう、適切に身体障害者福祉法（第18条第1項又は第2項・障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）、知的障害者福祉法（第15条の4又は第16条第1項第2号・障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）の措置を講じることが規定されています。また当該障害者が身体障害者及び知的障害者以外の障害者である場合は、身体障害者又は知的障害者とみなして、上記の規定を適用することも定められています（第9条第2項）。

#### (イ) 虐待を受けた障害者の措置のために必要な居室の確保

障害者虐待防止法では、市町村は、養護者による虐待を受けた障害者について、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第10条）。

「居室を確保するための措置」として、一時保護のための居室の確保等の活用などを検討します。

#### (ウ) 面会の制限

障害者虐待防止法では、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市町村長や障害者支援施設等の長は、虐待の防止や障害者の保護の観点から、養護者と障害者の面会を制限できるとされています（第13条）。

##### ① 面会要望に対する基本的な対応

虐待を行っていた養護者から障害者への面会申し出があった場合は、障害者本人の意思を確認するとともに客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、ケース会議等において、障害者の安全を最優先することを考えた上で、面会の可否に関する判断を行います。

面会できる状態と判断された場合であっても、施設職員や市職員が同席するなど、状況に応じた対応を基本とします。

##### ② 施設側の対応について

障害者虐待防止法では、障害者支援施設等の長も面会を制限することができるとありますが、その際には事前に市と協議を行うこととします。

虐待を事由にして「やむを得ない措置」を採る場合には、市は障害者支援施設等に対して、養護者から直接面会の要望があった場合の対応について指示しておき、措置の継続中は、市と障害者支援施設等とは定期的に協議を行い、障害者や養護者の状況と面会希望時の対応を確認します。

##### ③ 契約入所や入院等の場合

虐待を受けた障害者が、「やむを得ない事由による措置」ではなく、契約による施設入所や入院した場合については、障害者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていません。しかし、このような場合であっても、養護者と面会することによって障害者の身心の安全や権利が脅かされると判断される場合には、市と協議を行い、養護者に対して障害者が面会できる状況にないことを伝え、説得するなどの方法で面会を制限することとなります。

##### ④ 施設入所者に対する養護者の虐待について

既に障害者支援施設等に入所している障害者に対して、養護者が面会の際に、年金等の財産の使い込みや通帳引き渡しの強要、自宅への引き取りの強要、暴言等の虐待を繰り返すような場合には、対策を講じることが必要です。

また、関係機関との連携の下、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用につなげるなどの対応を図る必要があります。

## (エ) 措置後の対応

「やむを得ない事由」による措置によって障害者を保護したことで、虐待事案に対する対応が終了するわけではなく、措置入所は、障害者と養護者の生活を支援する過程における手段の一つと捉え、障害者が安心して生活を送ることができるようになることを最終的な目標と設定します。

施設等に保護された障害者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになりますので、障害者に対する精神的な支援は非常に重要です。

また、保護された障害者が、特に介護の必要がなく自立している場合などには、施設的环境になじめないことも予想され、その後の居所をどのように確保するかが新たな課題として出てきます。可能な限り障害者本人の意思を尊重するとともに、経済状態や親族等の協力度合いを把握しながら、障害者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援が重要となります。

この他にも、年金の搾取など経済的虐待が行われていた場合には、口座を変更するなど関係機関との連携が必要になる場合もあります。

一方で、家庭に残された養護者や家族の中には、障害者の年金で生活していたため収入がなくなり生活費や医療費に困窮する場合や、精神的な支えを失って日常生活に支障をきたす場合があります。養護者に対しても、保護した障害者と同様に精神的な面での支援が必要ですので、カウンセリングの活用など、分離後も継続的に養護者に対する支援を行うことが必要です。

また、場合によっては経済的問題についての相談機関を紹介するなどが必要となる場合も考えられます。

## (オ) 措置の解除

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置によって施設に一時入所した障害者の措置が解除される場合としては、以下のような例が考えられます。

### ① 自立した生活に移行する場合

保護によって障害者が落ち着き、今後、養護者の元に戻るより独立した生活を営んだ方が良いと判断される場合です。退所するまでは地域移行支援、退所した後には地域定着支援の対象となる場合がありますので、これらの制度を活用しながら継続的に支援を行うことが必要です。

### ② 家庭へ戻る場合

関係機関からの支援によって養護者や家族の状況が改善し、障害者が家庭で生活することが可能と判断される場合です。ただし、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による障害者や養護者等への手厚いフォローを行なうため、継続的に支援を行うことが必要です。

### ③ 障害福祉サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合

保護によって障害者が落ち着き、自ら障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合や、後見人等が選任されたことによって障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合などが考えられます。

なお、やむを得ない事由による措置が継続している場合でも、少人数集団での支援

が望ましいなど、障害者本人の状況に応じてグループホーム・ケアホームへの移行を検討した方がよい場合があります。

## (8) その他の障害者支援

個別ケース会議の結果、積極的な介入の必要性が高くないと判断される場合においても、虐待状況や要因、障害者本人や養護者等の状況に関するアセスメントに基づき適切な支援メニューを選定します。

その際、関係機関や地域資源が連携して、包括的に障害者支援を図ることが重要なことから、虐待を受けた障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとします。

### ○ 適切な障害福祉サービス等の導入

障害者が、適切な障害福祉サービスを受けていない場合には、障害者本人に対する支援及び養護者の介護負担の軽減の観点から、積極的にサービスの導入を図ります。

医療機関への受診が必要な場合には、専門医を紹介し、診断・治療につなげます。

経済的な困窮がある場合には、生活保護の担当者につなぎ、状況によっては職権による保護を検討します。就業が必要な場合には、就労関係機関と連携して対応します。

このほか、成年後見制度の活用等についても検討する必要があります。

## (9) 養護者（家族等）への支援

### ア 養護者（家族等）支援の意義

障害者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています（第14条第1項）。

障害者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。

障害者に重度の障害があったり、養護者に障害に関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態にあるなど、障害者虐待は様々な要因が絡み合っていると考えられます。

そのため、これらの要因をひとつひとつ分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、障害者に対する虐待も予防することができると考えられます。

虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する観点が重要であり、支援を行う際には、以下の視点が必要です。

#### ① 養護者との間に信頼関係を確立する

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努める必要があります。そのためには、できれば障害者の保護等を行う職員と養護者への支援を行う職員を分けることも検討します。

#### ② 家族関係の回復・生活の安定

支援の最終的な目標は、家族関係の回復や生活の安定にあります。援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって障害者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげるようにします。

### ③ 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、

- ・障害福祉サービスや各種地域資源の利用
- ・家族会等への参加
- ・カウンセリングの利用の勧め

などにより養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。

特に、養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービスなど、養護者が障害者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

障害福祉サービスを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。

障害者に重度の障害があり、介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

また、介護をしている養護者に対する周囲の人々の何気ない一言が、養護者を精神的に追い詰めてしまうこともあります。支援者を含め家族や親族が、養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり、支援することが、養護者の精神的な支援にもつながります。

### ④ 養護者への専門的な支援

養護者や家族に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。

#### (参考) 養護者からの不当な要求があった場合の対応

養護者による障害者虐待への対応では、上記のとおり、養護者支援の視点が重要ですが、中には、対応の過程で養護者から不当な要求や脅し等が行われる場合もあります。こうした場合には、通常の養護者支援とは区別し、組織的な対応を図ることが必要となります。

例えば、窓口を一本化させ、統一的な方針の下に毅然とした態度で臨む、職員一人で対応しない、やり取りを記録に残しておく、必要に応じて専門家の助言を仰ぐ、などの対応が重要です。

## イ 養護者支援のためのショートステイ居室の確保

### ① 法的根拠

障害者虐待防止法では、市町村は、養護者の心身の状態から緊急の必要があると認める場合に障害者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第14条第2項）。

障害者虐待に至っていない状態であっても、放置しておけば障害者虐待につながり得る場合、あるいは緊急に養護者の負担軽減を図る必要がある場合などについては、養護者の負担を軽減する観点から、積極的に当該措置の利用を検討します。

## ② 居室の確保策

障害者虐待防止法第14条第2項に規定する「居室を確保するための措置」としては、独自に短期入所するための居室を確保して対応する方法も検討します。

## ③ 継続的な関わり

障害者が短期入所している間も、支援担当者は障害者本人と養護者等と定期的に関わりを持ち、今後の生活に対する希望などを把握しながらケース会議を通じて支援のための計画を作成するなどして、適切な相談、助言等の支援を行います。

# (10) モニタリング・虐待対応の終結 (G票)

## ア 定期的なモニタリング

緊急的又は集中的な対応が一段落着いた場合であっても、その後に再度状況が悪化する恐れもありますので、個別ケース会議の決定に基づき、状況に応じてモニタリングを行います。

具体的には、市の担当職員や相談支援専門員等が定期的な訪問を継続して行い、援助を行う関係機関からの聞き取りなどにより、障害者や養護者等の状況を把握します。

こうして、障害者と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、必要に応じて新たな支援を検討します。

## イ 関係機関との連携による対応

モニタリングは、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要です。そのため、個別ケース会議において、事前に関係機関による役割分担や連絡体制等を明確にし、常に連携して対応します。ネットワークを構成する機関と定期的に情報交換や意見交換等を行いながら、信頼関係を構築します。

## ウ 再アセスメント・対応方針の修正

障害者や養護者等の状況が変化し、当初の対応方針では十分な対応ができなくなった場合には、速やかに関係機関との個別ケース会議を開催して、再アセスメント、対応方針の修正を行い、関係機関による援助内容を変更していきます。

## エ 虐待対応の終結

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を行わなくなることです。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

虐待対応が終結した後も支援が必要な状態が継続することがありますが、虐待対応と通常の支援は区分して扱う必要があります。虐待対応が終結したと思われた時点で状況を整理して会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定します。

その後の生活の支援については、通常業務として相談支援事業所などに引き継ぐとともに、虐待の再発があったときなどに速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供します。

### 3 財産上の不当取引による被害の防止

養護者や障害者の親族、障害者福祉施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じたり、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生児童委員、相談支援専門員、居宅介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行い、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

相談窓口	帯広市消費生活アドバイスセンター
・電話	22-8393
・所在地	西4条南13丁目 とかちプラザ内
・相談日	火曜～土曜日 10時～17時
・定休日	日曜日、月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)

### 4 成年後見制度等の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められるときは、障害者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、積極的に成年後見制度につなげる支援を行ないます。

#### ※ 成年後見制度の市町村長申立てについて

市町村長による申立てを行うに当たっては、市町村は、基本的には2親等内の親族の意思を確認すれば足りる取り扱いになっています。

(ただし、2親等以内の親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申立てをするものの存在が明らかである場合には、市町村長による申立ては行われなことが基本となります)

なお、虐待等の場合で、2親等内の親族が申立てに反対する場合も考えられます。そのような場合には、2親等内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市町村長申立てが必要となる場合があります。

※ (参考) 「地域包括支援センター業務マニュアル」から  
社会福祉協議会が実施している「日常自立支援事業」の「日常生活的金銭管理サービス」や「書類等の預かりサービス」利用なども検討します。

#### ※ 日常生活自立支援事業

帯広市社会福祉協議会が窓口です。

日常的な金銭管理などについては自分の判断で適切に行なうことが困難な方を支援する事業です。(契約書や支援計画の内容を理解できる方が対象となります。)

### Ⅲ 障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待の防止と対応

#### 1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待として、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム等に従事する者による虐待が規定されています（第2条、第15～20条）。

##### （1）虐待を防止するための体制について

###### ① 運営規程への定めと職員への周知

法令では、施設・事業所に対して、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下、指定基準）に従うことを求めています。この指定基準に従って、以下の規程が整備されなければなりません。

- ア）運営規程として、虐待防止のための措置に関する事項を定めておかねばならないこと
- イ）指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設等の一般原則として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならないこと

理事長、管理者の責任の明確化と支援方針の明示は、職員の取り組みを支える大切な環境整備です。

###### ② 虐待防止の責任者を設置する等の体制整備

虐待防止の対策を進める内部組織として、虐待防止委員会などの設置をする場合、現場の職員や利用者の家族、第三者等の外部委員を入れてチェック機能を持たせるなど、形骸化しないように実効的な組織形態にする必要があります。

委員会には3つの役割があります。

第1に「虐待防止のための体制づくり」として、虐待防止マニュアルやチェックリスト、掲示物等ツールの整備です。

第2に「虐待防止のチェックとモニタリング」として、チェックリストにより各職員が定期的に点検し、その結果が虐待防止マネージャー（サービス管理責任者）により管理者に報告され、またサービス管理責任者は利用者の個別支援計画の作成過程で確認された個々の支援体制の状況（課題）等もふまえながら委員会に伝達します。併せて、発生した事故（不適切な対応事例も含む）状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告されます。委員会は、これらを把握して、虐待発生リスクの場面、またその要因について検討します。

これはいわば、施設・事業所における虐待に関するアセスメントの実施です。

委員会では、この現況を踏まえて、どのような対策を講じる必要があるのか、具体的に検討し改善策を講じます。それらは、職員の研修計画であり、各部署の職員が共有して取り組む改善計画などです。

第3に「虐待（不適切な対応事例）発生後の対応と総括」として、虐待やその疑いが生じた場合の早期対応について、マニュアルに沿ってその検証と総括を行うことです。

また、このほか虐待を許さないための「倫理綱領」や「行動指針」などの制定、「権利侵害防止の掲示物」の掲示等により職員に周知徹底を図る必要があります。

これらを作成することは、仕事の使命と価値の共有とも言えます。利用者のニーズに基づき支援するという原点に立ち戻り、常に自らの支援姿勢の根拠とするよう再確認することが必要です。

倫理綱領、行動指針、掲示物の参考例は次の通りです。

## ○ 倫理綱領の例（財団法人 日本知的障害者福祉協会の倫理綱領）

### 倫 理 綱 領

財団法人 日本知的障害者福祉協会

#### 前 文

知的障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

#### 1. 生命の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

#### 2. 個人の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

#### 3. 人権の擁護

私たちは、知的障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

#### 4. 社会への参加

私たちは、知的障害のある人たちが、年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活を送れるよう支援します。

#### 5. 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、知的障害のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生を送れるよう支援し続けます。

## ○ 行動指針の例

### 職員行動指針

〇〇〇福祉会は、職員一人ひとりが組織の一員として、自らの行動に責任と自覚を確立するため、「〇〇〇福祉会職員行動の指針」を定め、法人内外に示します。

〇〇〇福祉会のすべての職員は、この行動の指針の遵守に努めることとし、殊に管理・監督する立場にある者は、自らが模範となるよう率先して実行に努めます。

#### 1. 【社会的ルールの遵守（コンプライアンス）の徹底】

〇〇〇福祉会は、関係法令、法人の定めた諸規程はもとより、法人の理念や社会的ルールの遵守を徹底します。

#### 2. 【環境保全・安全衛生の推進】

〇〇〇福祉会は、地球的規模の環境破壊が進む中で、その抑止に日ごろから関心を持ち、取り組みます。

利用者や地域の方と共に職場及び地域の環境保全と安全衛生に積極的に取り組みます。

#### 3. 【社会貢献の推進】

〇〇〇福祉会は、地域や社会に根ざした法人であるために、社会貢献活動を行います。

#### 4. 【人権の尊重】

〇〇〇福祉会は、差別のない公平な法人であるために、互いの個性や違いを積極的に認め合い一人ひとりが平等であるという考えの下に行動します。

#### 5. 【プライバシーの保護】

〇〇〇福祉会は、プライバシーの保護に最大限の努力をします。

#### 6. 【個人情報の保護と管理】

〇〇〇福祉会は、個人情報保護法等に基づき、個人情報の適正な取扱いを行います。

#### 7. 【公正・公平な取引の推進】

〇〇〇福祉会は、公正且つ公平で健全な取引を行います。

#### 8. 【行政機関等との関係】

〇〇〇福祉会は、自立した法人として行政機関と対等且つ健全な関係を保持します。

#### 9. 【説明責任（アカウンタビリティ）の徹底】

〇〇〇福祉会は、利用者やその家族・後見人等に提供するサービスや関連する情報について、適切に説明する努力や工夫を行います。また地域の理解と信頼を高めるために地域とのコミュニケーションを図ると共に、適切な情報開示、情報提供に努め、説明責任を果たします。

#### 10. 【危機管理（リスクマネジメント）の徹底】

〇〇〇福祉会は、「〇〇〇福祉会リスクマネジメント指針」に基づき、常に安全性に配慮したサービスの提供と事故防止に努めます。

(社会福祉法人かながわ共同会の職員行動指針を参考に作成)

## ○ 虐待防止啓発掲示物の例

### 職員の方々に

以下のような行為は、障害者への虐待です。

不適切な支援から、傷害罪などに当たる犯罪行為まで様々ですが、いずれも障害者の人権の重大な侵害であり、絶対に許されるものではありません。

#### ○身体的虐待

- ・殴る、蹴る、たばこを押しつける。
- ・熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない。
- ・戸外に閉め出す、部屋に閉じこめる、縄などで縛る。

#### ○性的虐待

- ・性交、性的暴力、性的行為の強要。
- ・性器や性交、性的雑誌やビデオを見るよう強いる。
- ・裸の写真やビデオを撮る。

#### ○心理的虐待

- ・「そんなことすると外出させない」など言葉による脅迫。
- ・「何度言ったらわかるの」など心を傷つけることを繰り返す。
- ・成人の障害者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける。
- ・他の障害者と差別的な取り扱いをする。

#### ○放棄・放置

- ・自己決定といって、放置する。
- ・話しかけられても無視する。拒否的態度を示す。
- ・失禁をしても衣服を取り替えない。
- ・職員の不注意によりけがをさせる。

#### ○経済的虐待

- ・障害者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分。

#### ○その他

- ・職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる。
- ・しつけや指導と称して行われる上記の行為も虐待です。

自分がされたら嫌なことを障害者にしていませんか。

常に相手の立場で、適切な支援を心がけましょう。

障害者（児）施設における虐待の防止について 平成17年10月20日 障発第1020001 号

各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知  
を参考に一部変更

## (2) 施設の管理職・職員の研修、資質向上

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を防止するためには、何よりもまず障害者の人権の尊重や障害者虐待の問題について、管理職、職員が自ら高い意識を持つことが必要です。

また、職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠です。

このため、障害福祉サービス事業所等においては、定期的に障害者虐待や支援技術向上に関する研修を実施するとともに、各種研修会に職員を参加させる等により職員の資質の向上に努めることが必要です。

虐待を防止するためには、実際に支援に当たる職員だけでなく、管理者も含めた事業所全体での取組が重要です。管理者が率先して障害者の人権の保持に向けて行動し、職員とともに、風通しが良く、働きがいのある職場となるよう環境を整えていくことが必要です。

また、施設等の運営規定として、虐待防止のための措置に関する事項を定めておかなければなりません。

## (3) 個別支援の推進

数多くの障害者が障害福祉サービスを利用しているため、個々の利用者への配慮よりも管理的な運営に傾きがちな状況があります。こうした運営は、利用者にとっても職員にとってもストレスの原因となるものであり、特に入所型の事業所において、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生する危険が潜んでいます。利用している障害者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくるのが、障害者福祉施設従事者等には求められています。

そのために、それぞれの事業所では、個々の利用者への総合的な支援の方針や生活全般の質を向上させるための課題などを記載した個別支援計画を作成し、この計画に基づいて事業所職員はサービスを提供し、サービス管理責任者は計画の実施状況を把握して、必要に応じて見直すことが必要です。

利用者一人ひとりの個々のニーズに応じた、個別的な支援を日々実践することが、虐待という重大な人権侵害事案を防止することにつながります。

## (4) 虐待防止のための具体的な環境整備

虐待の未然防止のために講じる具体的な環境整備策として

※ **事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表 とPDCAサイクルの活用** があります。

虐待の未然防止のためには、的確な現状把握（アセスメント）にもとづいた対応策の作成、そして継続した定期的な評価（モニタリング）が重要です。そのアセスメントに資するものとして、事故・ヒヤリハット事例の報告、虐待防止のための自己評価（チェックリストによる評価）を活用することが出来ます。

### ◇事故・ヒヤリハット事例の報告

職員が支援の過程等で、事故に至る危険を感じてヒヤリとしたりハットとした経験（ヒヤリハット事例）を持つことは、少なくありません。このような「ヒヤリハット事例」が見過ごされ、誰からも指摘を受けず気付かずに放置されることは、虐待

や不適切な支援、事故につながります。早い段階で事例を把握・分析し、適切な対策を講じることが必要です。

また、利用者がケガをして受診するなどの事故が起きた場合は、都道府県（政令市等）に対して事故報告書を提出することになっています。都道府県によって様式や報告の基準は違いますが、速やかに報告して、指示を仰ぐことが必要です。このときに、当該利用者の支給決定を行った市町村に対しても同様に報告します。事故報告を適切に行うことで、何かあったら行政に報告する習慣をつけることができます。

（参考までに、山口県の障害者虐待防止マニュアルのヒヤリハット事例の活用についての「分析と検討のポイント」を掲載）

### 【分析と検討のポイント】

- ① 情報収集・・・提出されたヒヤリ・ハット事例報告書や、施設長会議等を活用して、他の施設における同様の事故情報等を収集するなど、事故発生の状況要因等を洗い出す。
- ② 原因解明・・・問題点を明確にし、評価・分析する。
- ③ 対策の策定・・・虐待防止委員会等において、防止策を検討する。
- ④ 周知徹底・・・決定した防止策等を各部署に伝達し、実行する。
- ⑤ 再評価・・・防止策の効果が現れない場合、再度、防止策を検討する。

※ 利用者の個人の尊厳を尊重する結果、事故等のリスクが高まるならば、どのような処遇が最良の方法か、利用者や家族とも話し合うことが重要。

（山口県障害者虐待防止マニュアル、山口県、2007より）

#### ◇虐待防止チェックリストの活用

職員が自覚しながら職場や支援の実際を振り返るために、虐待の未然防止と早期発見・早期対応の観点からチェックリストを作成し活用することが重要です。

まずは、虐待防止のための委員会でチェックリストの作成をすることです。チェックリストは管理者の立場、職員の立場それぞれによる複眼的なリストとすることが必要です。

管理職の立場からは、運営規程の整備、職員の理解、研修計画、利用者や家族との連携、外部との関係、体制の整備等、それぞれの状況をチェックする管理者用のチェックリストを作成します。管理者用のチェックリストは、職員もチェックすると、管理者と職員の認識のズレも確認出来ます。

職員の立場からは、利用者への支援の適否等について振り返るチェックリストの項目を作成します。チェックリストは組織としての課題を確認するものであり、特定の個人を追求したり、批判する性質のものではありません。職員間で共有し改善策を検討するためのものです。

管理者用、職員用のチェックリストの結果を虐待防止のための委員会で分析し、課題を確認することが必要です。虐待防止のための委員会では、継続的な「支援の改善」と「組織マネジメント」の観点から、PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（確認）→ACTION（対応処置）を繰り返し（PDCAサイクル）、らせん状に改善するイメージです。

例えば、チェックリストで浮かび上がった課題を要因分析し、改善計画を作成して一定期間取り組み、チェックリストで検証して、更に改善のための分析を行うということを繰り返していきます。

（次ページに、大阪知的障害者福祉協会がとりまとめたチェックリストを掲載してあります。）

## （５）開かれた施設運営の推進

障害者支援施設は、入所している障害者の居住の場でもあるため、ともすると閉じられた場になりやすいという側面があります。このため、内部の習慣的な行動が外部から乖離していく危険性をはらんでいるとともに、虐待事案が発生した場合も発見されにくい土壌ともなり得ることから、地域に開かれた施設運営をしていくことが重要であり、地域の住民やボランティア、実習生など多くの人々が施設に関わることによって、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。また、サービス評価（自己評価、第三者評価など）の導入も積極的に検討することが大切です。

## （６）実効性のある苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、障害福祉サービス事業所等に対してサービスを利用している障害者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずること（第15条）が規定されています。

障害福祉サービス事業所等においては、苦情相談窓口を開設するなど苦情処理のために必要な措置を講じ、さらにサービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図るなど、取組みを効果的なものとしていくことも大切です。

## 虐待防止チェックリスト 職員用（入所施設）

1. 入所者への体罰など	よくある	時々ある	たまにある	ない
①入所者に対して殴る、蹴る、その他けがをさせるような行為を行ったことがある。				
②入所者に対して、身体的拘束や長時間正座・直立等の肉体的苦痛を与えたことがある。				
③入所者に対して、食事を抜くなどの人間の基本的欲求に関わる罰を与えたことがある。				
④入所者に対して、強制的に髪を切るなどの精神的苦痛を与えたことがある。				
⑤入所者に対する他の職員の体罰を容認したことがある。				
2. 入所者への差別	よくある	時々ある	たまにある	ない
①入所者を子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方をしたことがある。				
②入所者の障がいの程度、状態、能力、性、年齢等で差別したことがある。				
③障がいにより克服困難なことを、入所者本人の責めに帰すような発言をしたことがある。				
④入所者の言葉や歩き方等の真似をしたことがある。				
⑤入所者の行為を嘲笑したり、興味本位で接したことがある。				
3. 入所者に対するプライバシーの侵害	よくある	時々ある	たまにある	ない
①職務上知り得た入所者個人の情報を他に漏らしたことがある。				
②入所者の同意を事前に得ることなく、郵便物等の開封、所持品を確認したことがある。				
③入所者の了解なしに居室、寝室に入ったことがある。				
④・a(男性職員が)女性入所者の入浴、衣服の着脱、排泄、生理等の介助をしたことがある。				
④・b(女性職員が)男性入所者の入浴、衣服の着脱、排泄等の介助をしたことがある。				
⑤入所者本人や家族の了解を得ずに、本人の写真や制作した作品を展示したことがある。				
4. 入所者の人格無視	よくある	時々ある	たまにある	ない
①入所者を呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で呼んだことがある。				
②入所者に対して、威圧的な態度や命令口調で話したことがある。				
③入所者の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をしたことがある。				
④入所者を長時間待たせたり、放置したりしたことがある。				
⑤担当専門医の指示によらず職員自らの判断で薬物を使用したことがある。				
5. 入所者への強要・制限	よくある	時々ある	たまにある	ない
①入所者に対して、わいせつな発言や行為をしたことがある。				
②入所者の作業諸活動に対して、いたずらにノルマを課したことがある。				
③入所者に嫌悪感を抱かせるような作業・訓練などを強要したことがある。				
④日用品等の購入を制限したことがある。				
⑤家族・友人等への電話や手紙など連絡を制限したことがある。				
⑥自由な帰省、面会、外出を一方的に制限したことがある。				

参考 大阪知的障害者福祉協会

## 虐待防止チェックリスト 職員用（通所施設）

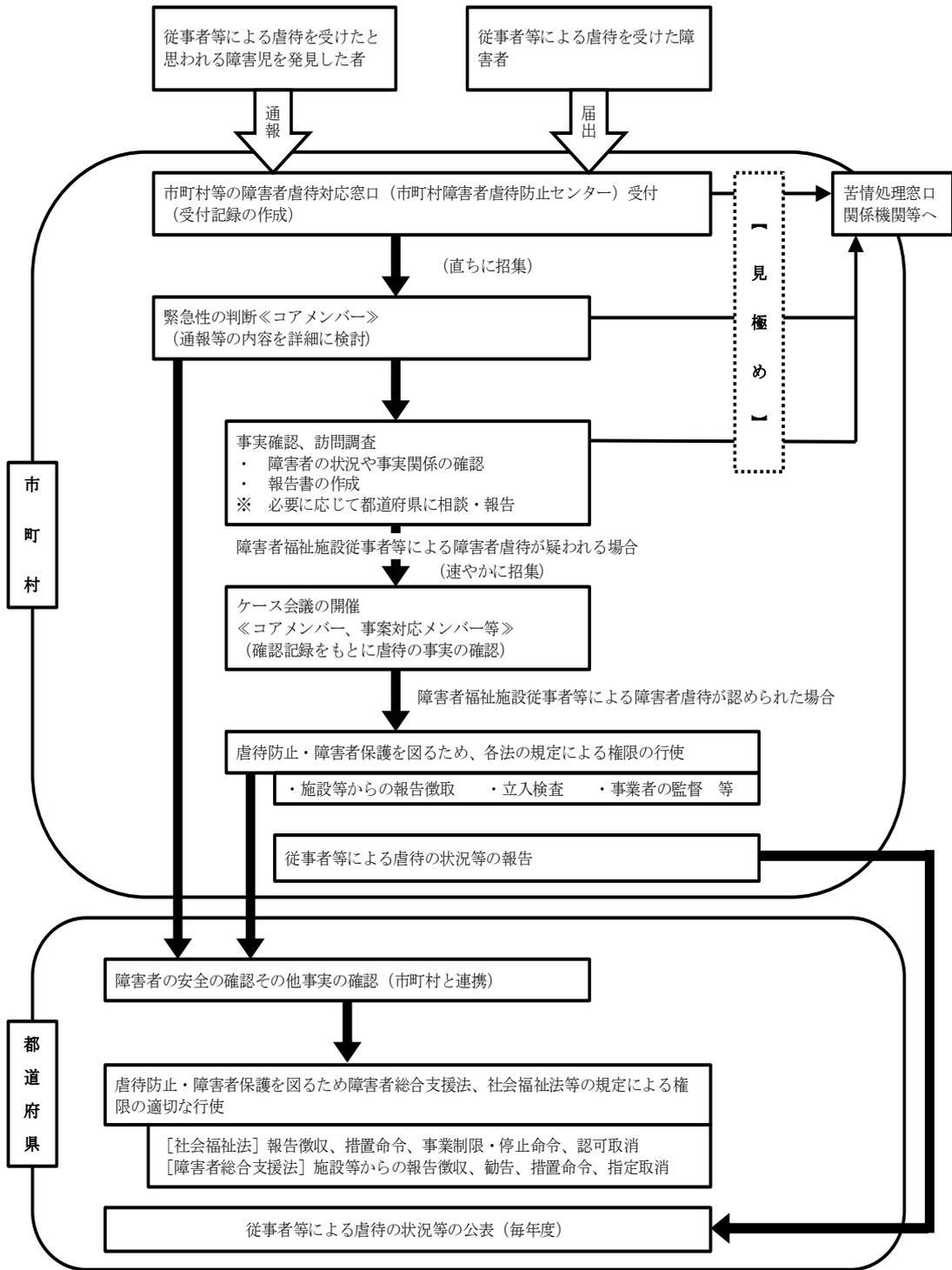
	よくある	時々ある	たまにある	ない
<b>1. 通所者への体罰など</b>				
①通所者に対して殴る、蹴る、その他けがをさせるような行為を行ったことがある。				
②通所者に対して、身体的拘束や長時間正座、直立等の肉体的苦痛を与えたことがある。				
③通所者に対して、食事・おやつを抜くなどの人間の基本的欲求に関わる罰を与えたことがある。				
④通所者に対する他の職員の体罰を容認したことがある。				
<b>2. 通所者への差別</b>				
①通所者を子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方をしたことがある。				
②通所者の障がいの程度、状態、能力、性、年齢等で差別したことがある。				
③障がいにより克服困難なことを、通所者本人の責めに帰すような発言をしたことがある。				
④通所者の言葉や歩き方等の真似をしたことがある。				
⑤通所者の行為を嘲笑したり、興味本位で接したことがある。				
<b>3. 通所者に対するプライバシーの侵害</b>				
①職務上知り得た通所者個人の情報を他に漏らしたことがある。				
②通所者の同意を事前に得ることなく、所持品等を確認したことがある。				
③・a(男性職員が) 女性通所者の衣服の着脱、排泄、生理等の介助をしたことがある。				
③・b(女性職員が) 男性通所者の衣服の着脱、排泄等の介助をしたことがある。				
④通所者本人や家族の了解を得ずに、本人の写真や制作した作品を展示したことがある。				
<b>4. 通所者の人格無視</b>				
①通所者を呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で呼んだことがある。				
②通所者に対して、威圧的な態度や命令口調で話したことがある。				
③通所者の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をしたことがある。				
④通所者を長時間待たせたり、放置したりしたことがある。				
⑤担当専門医の指示によらず職員自らの判断で薬物を使用したことがある。				
<b>5. 通所者への強要・制限</b>				
①通所者に対して、わいせつな発言や行為をしたことがある。				
②通所者の作業諸活動に対して、いたづらにノルマを課したことがある。				
③通所者に嫌悪感を抱かせるような作業訓練などを強要したことがある。				
④家族友人等への電話や手紙など連絡を制限したことがある。				

虐待防止チェックリスト 職員用（施設用）

	よく でき ている	でき て いる	あ ま り でき て い ない	でき て い ない
<b>1. 規定、マニュアルやチェックリスト等の整備</b>				
①倫理綱領、職員行動規範を定め、職員への周知ができています。				
②虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底すると共に活用している。				
③緊急やむを得ない場合の身体的拘束等の手続き、方法を明確にし、利用者や家族に事前に説明を行い、同意を得ている。				
④個別支援計画を作成し、適切な支援を実施している。				
⑤利用者の家族から情報開示を求められた場合は、いつでも応じられるようにしている。				
<b>2. 風通しの良い職場環境づくりと職員体制</b>				
①職員会議等で情報の共有と職員間の意思疎通が図られている。				
②上司や職員間のコミュニケーションが図られている。				
③適正な職員配置ができています。				
<b>3. 職員への意識啓発と職場研修の実施</b>				
①職員への人権等の意識啓発が行われている。				
②職場での人権研修等が開催されている。				
③職員の自己研さんの場が設けられている。				
<b>4. 利用者の家族との連携</b>				
①利用者の家族等と定期的に連絡調整が図られている。				
②利用者の家族と支援目標が共有できている。				
③職員として利用者の家族から信頼を得られている。				
<b>5. 外部からのチェック</b>				
①虐待の防止や権利擁護について、外部の専門家らによる職員の評価、チェックを受けている。				
②施設事業所の監査において、虐待防止に関わるチェック等を実施している。				
③地域ボランティアの受け入れを積極的に行っている。				
④実習生の受け入れや職場見学を随時受けている。				
<b>6. 苦情、虐待事案への対応等の体制整備</b>				
①虐待防止に関する責任者を定めている。				
②虐待防止や権利擁護に関する委員会を施設内に設置している。				
③職員の悩みを相談できる相談体制を整えている。				
④施設内で虐待事案の発生時の対処方法、再発防止策等を具体的に文章化している。				

## 2 通報・相談・届出への対応（市町村）

### 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応



## (1) 通報等の受付

### ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村への通報義務が規定されています（第16条第1項）。

これは、発見者が障害者福祉施設従事者等の場合であっても同様です。

また、虐待を受けた障害者は、市町村に届け出ることができることとされています。

（第16条第2項）

### イ 施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合

障害者が入所している障害者支援施設の所在地とその支給決定を行った市町村が異なる場合、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取りなどの初期対応は、通報等を受けた市町村が行います。

その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぎます。

また、その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県（政令市・中核市）と協力して行うこととなりますので、速やかに連絡を入れる必要があります。

### ウ 通報等の受付時の対応

障害者福祉施設従事者等による虐待に関する通報等の内容は、サービス内容に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。

したがって、通報等を受けた市町村職員は、迅速かつ正確な事実確認を行うため、通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが障害者施設従事者等による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で、他の相談窓口（例えば市町村や当該事業所の苦情処理窓口等）での対応が適切と判断できる場合には、その相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

※ 受付時の対応については、基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様です。

「Ⅱ2(1) ア 相談、通報及び届出の受付時の対応」を参照してください。

なお、障害者福祉施設従事者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に特に配慮することが必要です。

### エ 通報等による不利益取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪、その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと。（第16条第3項）
- ② 障害者虐待の通報等を行った障害者福祉施設従業者等は、通報等をしたことを理由

に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。(第16条第4項) が規定されています。

この規定は、障害者福祉施設等における障害者虐待の事案を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。障害者虐待の事実もないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、そもそも「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について通報したことにはなりません。

したがって、通報が「虚偽であるもの」については、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」に関する通報による不利益取扱いの禁止等を規定する第16条第4項が適用されないこととなります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

なお、平成18年4月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業者外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

(例えば、行政機関への通報の場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たすことが必要です。)

#### ■公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱いの禁止  
(降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等)

障害者福祉施設の管理者や従事者等に対して、このような通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在を周知し、啓発に努めることが必要です。

#### オ コアメンバーによる対応方針の協議

「Ⅱ2(2) コアメンバーによる対応方針の協議」を参照してください。

## (2) 市町村による事実の確認

通報等を受けた市町村は、通報等内容の事実確認や障害者の安全確認を行います。

この際、事実確認の調査は、通報等がなされた障害者福祉施設従事者等の勤務する障害福祉サービス事業所等、虐待を受けたと思われる障害者に対して実施します。

通報等の内容は様々ですので、通報が明らかな虚偽である場合はともかく、虚偽の通報であるのかどうかについては、ていねいに事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極め

る必要があります。

こうした事実確認等は、市町村が行うべきものですが、この段階では障害者総合支援法に規定する市町村長による調査権限（障害者総合支援法第10条、第48条第1項、第3項、第49条第6項）に基づくものではなく、障害福祉サービス事業所等の任意の協力の下に行われるものです。

次の（3）に示すとおり、市町村から都道府県への報告は、市町村が行う事実確認により障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が確認された事案に限るのが基本ですが、障害福祉サービス事業所等の協力が得られない場合などは、早期に都道府県へ報告し、都道府県と共同で事実確認を行うことも検討する必要があります。

なお、障害福祉サービス事業所等において、第三者性を担保したオンブズマン制度や虐待防止委員会などの組織が整備されている場合には、市町村による事実確認調査とあわせ、これら第三者性を担保した組織が事実確認を行うことにより、当該施設の運営改善に向けた取組が機能しやすくなると考えられます。

## ア 調査項目

### (7) 障害者本人への調査項目例

- ① 虐待の状況
  - ・ 虐待の種類や程度
  - ・ 虐待の具体的な内容
  - ・ 虐待の経過
- ② 障害者の状況
  - ・ 安全確認・・・関わりのある障害者福祉施設従事者等（虐待を行ったと疑われる職員は除く）の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。  
特に、緊急保護の要否を判断する上で、障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
  - ・ 身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
  - ・ 精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
  - ・ 生活環境・・・障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。
- ④ 障害福祉サービス等の利用状況
- ⑤ 障害者の生活状況 等

### (4) 障害福祉サービス事業所等への調査項目例

- ① 当該障害者に対するサービス提供状況
- ② 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ③ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制
- ⑤ その他必要事項 等

## イ 調査を行う際の留意事項

- ① 複数職員による訪問調査  
訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪

問するようにします。

② 医療職の立ち会い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うこととします。

③ 障害者、障害福祉サービス事業所等への十分な説明

調査にあたっては、障害者及び養障害福祉サービス事業所等に対して次の事項を説明し、理解を得ることが必要です。

- ・ 訪問の目的について
- ・ 職務について・・・・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について・・・・調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 障害者の権利について・・障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市町村が取得する措置に関する説明

④ 障害者や障害者福祉施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮

調査にあたっては、障害者や障害者福祉施設従事者等の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮が必要です。

## ウ 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる障害者、虐待を行った疑いのある障害者福祉施設従事者等、所属する障害福祉サービス事業所等に対する調査を終えた後、調査報告書を作成して保健福祉部障害福祉課管理職の確認をとります。

ここで、障害者虐待の疑いが認められない事案に対しては、苦情処理窓口等の適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

## エ 個別ケース会議の開催による援助方針の決定

調査の結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が疑われる場合には、個別ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が確認できた場合には、障害者本人や障害福祉サービス事業所等への対応方針等を協議します。

## (3) 市町村から都道府県への報告

市町村は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を都道府県に報告することとされています（第17条）。

ただし、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれると考えられます。

そのため、都道府県に報告する情報は、通報のあった全ての事案ではなく、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が確認できた事案とします。

ただし、上記「Ⅲ2(2) 市町村による事実の確認」において述べたとおり、障害福祉サービス事業所等が調査に協力しない場合等、都道府県と市町村が共同で調査を行うべきと判断さ

れる場合には、障害者虐待の事実が確認できていなくとも市町村から都道府県へ報告することが必要となります。（様式3）

また、悪質なケース等で、都道府県による迅速な権限発動が求められる場合には、速やかに報告することも必要です。

#### 都道府県に報告すべき事項

- 1 障害者福祉施設等の名称、所在地、種別
- 2 虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分、その他の心身の状況
- 3 虐待の種別、内容、発生要因
- 4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日、職種
- 5 市町村が行った対応
- 6 虐待が行われた障害者施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

#### （4）都道府県による事実の確認

市町村からの報告を受けた都道府県は、市町村によって障害者虐待の事実確認がされていないときなど、報告に係る障害福祉サービス事業所等に対して、事実確認のための調査を実施します。

調査の際には、当該通報等に係る障害者についての支給決定を行った市町村に調査への同行を依頼するなど連携して対応します。

#### （5）社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使

障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されています（第19条）。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が強く疑われる場合には、当該施設等から報告徴収を受けて事実を確認し、虐待が認められた場合には、市町村又は都道府県は、指導を行い、改善を図るようにします。

改善指導の例としては、虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを第三者委員が定期的にチェックし、継続的に関与したり、当該事業所又は第三者委員から定期的に報告を受け、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行う、などの対応が考えられます。

指導に従わない場合には、社会福祉法及び障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を適切に行使することにより、障害者の保護を図ります。

## (6) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表

都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合にとった措置、その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています（第20条）。

この公表制度を設けた趣旨は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、障害者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを目的とするもので、虐待を行った障害者福祉施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではありません。

公表の対象となるのは市町村・都道府県が事実確認を行った結果、実際に障害者虐待が行われていたと認められた事案です。具体的には、次のようなものが考えられます。

- ① 市町村による事実確認の結果、障害者虐待が行われていたと認められるものとして、都道府県に報告された事案
- ② 市町村及び都道府県が共同で事実確認を行った結果、障害者虐待が行われていたと認められた事案
- ③ 市町村からの報告を受け、改めて都道府県で事実確認を行った結果、障害者虐待が行われていたと認められた事案

上記の事案を対象とし、厚生労働省令で定める項目について集計した上で、公表します。

### 都道府県知事が公表する項目

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>一 虐待があった障害者福祉施設等の種別</li><li>二 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種</li></ul> |
|--|

## 4 身体拘束に対する考え方

### (1) 基本的考え方

障害者支援施設等の利用者が、興奮して他の利用者を叩く、噛みつくなどの行為があるときや自分自身の顔面を強く叩き続けるなどの行為があるときには、やむを得ず利用者の身体を拘束したり、居室に隔離したりするなど行動抑制をすることがあります。

このような行動制限が日常化してしまうと、そのことが契機となって利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。身体拘束が日常化することが、更に深刻な虐待事案の第一歩となってしまう危険もあります。身体拘束は、行動障害のある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。

また、判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

### (2) 身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

### (3) やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとされています。

さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しなければならないとされています。「緊急やむを得ない場合」とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 2001年3月）に基づく以下の要件に沿って検討する方法などがあります。

なお、以下の3要件の全てに当てはまる場合であっても、身体拘束を行う判断は慎重に行います。

## ア やむを得ず身体拘束を行う3要件

### ① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

### ② 非代替性

身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて、最も制限の少ない方法に選択する必要があります。

### ③ 一時性

身体拘束、その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

## イ やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

### ① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、合議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

### ② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合にはこれらの手続きの中で、適宜、利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

### ③ 必要な事項の記録

また、身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

## IV 使用者による障害者虐待の防止と対応

### 1 使用者による障害者虐待の防止

#### (1) 労働者への研修の実施

使用者による障害者虐待を防止するためには、職員が障害者の人権や障害者虐待についての理解を深め、障害者への接し方などを学ぶことが必要です。

障害者虐待防止法では、事業主は労働者に対し、研修を実施することとされており（第21条）、事業所自らの研修実施や各種研修会への職員の参加等を行うことが必要です。

企業等において、障害特性に応じた配慮が分からず、それが職場でのトラブルにつながっているケースもあります。障害のある人への接し方が分からないなどの場合には、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどに相談することが重要です。

使用者による障害者虐待防止には、事業主を始めとした事業所全体で取り組むことが重要です（使用者による虐待には、他の労働者による虐待行為の放置も含まれます）。

このため、上司と部下の間や同僚同士で率直に意見の言えるような職場環境の構築が重要となります。

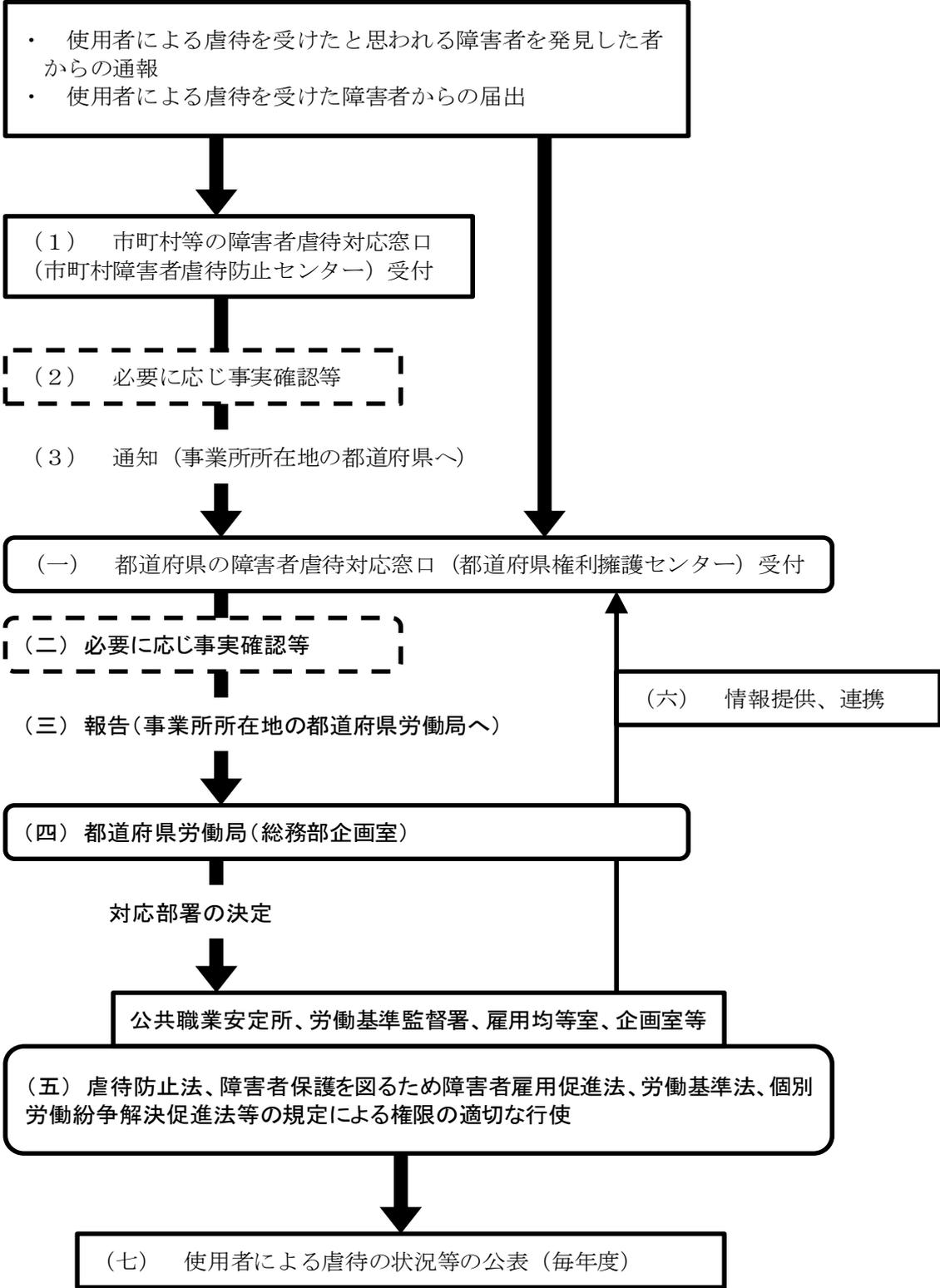
#### (2) 苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、障害者を雇用する事業主に対して、雇用される障害者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により、虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています（第21条）。

事業所においては、苦情相談の窓口を開設するなど苦情処理のために必要な措置を講ずるとともに、相談窓口の周知を図ることによって苦情処理のための取組みを適切に実施していくことが大切です。

## 2 相談・通報・届出への対応（市町村・都道府県）

### 使用者による障害者虐待への対応



## (1) 通報等の受付

### ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、使用者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村又は都道府県への通報義務が規定されています（第22条第1項）。

また、使用者による虐待を受けた障害者は、市町村又は都道府県に届け出ることができることとされています（第22条第2項）。

なお、就労継続支援A型に関する相談・通報等であって、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と使用者による障害者虐待の両方に該当します。この場合、虐待への具体的な対応は、それぞれの業務内容や権限に基づき、市町村、都道府県及び都道府県労働局等が緊密な連携を取ることが必要です。

### イ 事業所の所在地と障害者の居住地が異なる場合

#### ① 事業所の所在地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知します。併せて、その後の対応等については、居住地の市町村が生活上の支援を行うこととなりますので、通報を受けた市町村は速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。

#### ② 居住地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知します。併せて、事業所への訪問調査等を行う際に、事業所と付き合いのある事業所の所在地の市町村の協力が必要な場合は、事業所の所在地の市町村にも情報提供します。

#### ③ 事業所の所在地又は居住地の北海道に通報等があった場合

通報を受けた都道府県は、速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。

### ウ 通報等の受付時の対応

使用者による虐待に関する通報等の内容は、労働条件に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた市町村・都道府県職員は、迅速かつ正確な事実確認を行うため、通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが使用者による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

通報等の内容が、明らかに使用者による障害者虐待ではなく、以下に例示する労働相談である場合には、適切な相談窓口につなぎます。

#### 労働相談の例

労働基準監督署： 障害者である労働者とその他労働者の区別なく発生している、賃金不払いや長時間労働等の、労働基準関係法令上問題がある事案

公共職業安定所： 離職票、失業手当、求職に関するもの等

都道府県労働局雇用均等室： 育児・介護休業、女性問題等

都道府県労働局総務部企画室： 労働条件引下げ、配置転換等

(注：どこの相談窓口につなぐのか不明である場合は、都道府県労働局総務部企画室に相談)

※ 受付時の対応については、養護者による虐待への対応の場合と同様です。

「Ⅱ2(1) ア 相談、通報及び届出の受付時の対応」を参照。

## ○ 個人情報保護

個人情報保護についても、養護者による虐待への対応の場合（「Ⅱ3(1)ウ 個人情報の保護」）を参照してください。

なお、相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のもので、事業所の労働者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、事業主には通報者を明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に配慮することが必要です。

## ○ 通報等による不利益な取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、

① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、使用者による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（第22条第3項）

② 使用者による障害者虐待の通報等を行った労働者は、通報等をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第22条第4項）

が規定されています。この規定は、使用者による障害者虐待の通報を容易にすることで早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

障害者虐待の事実もないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について通報したことにはなりません。したがって、通報が「虚偽であるもの」については、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」に関する通報による不利益な取扱いの禁止等を規定する第22条第4項が適用されないこととなります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益な取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

なお、平成18年4月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業者外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

（例えば、行政機関への通報の場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たすことが必要です。）

### ■ 公益通報者に対する保護規定

① 解雇の無効

② その他不利益な取扱いの禁止

（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）

## エ コアメンバーによる対応方針の協議

「Ⅱ2(2) コアメンバーによる対応方針の協議」を参照してください。  
緊急性の判断は重要ですので、御留意ください。

## (2) 市町村・都道府県による事実確認等

通報等を受けた市町村・都道府県は、通報等内容の事実確認や障害者の安全確認を行います。しかしながら、市町村・都道府県には事業所に対する指導権限がないため、基本的には事業所の協力の下に行われるものです。

事業所の協力が得られる場合には、事実の確認を行います。

なお、事業所の協力を得られず、障害者の安全確保等の必要がある場合には、速やかに、市町村は事業所所在地の都道府県を経由して、また都道府県は直接、事業所所在地の都道府県労働局に報告し、都道府県労働局が行う調査に同行するなど、協力して対応することを検討します。

### ア 調査項目

#### (7) 障害者本人への調査項目

- ① 虐待の状況
  - ・ 虐待の種類や程度
  - ・ 虐待の具体的な状況
  - ・ 虐待の経過
- ② 障害者の状況
  - ・ 安全確認・・・訪問その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
  - ・ 身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
  - ・ 精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
  - ・ 生活環境・・・住み込みの場合には、障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。
- ③ 業務内容、勤務体制、労働環境等
- ④ 障害者の生活状況 等

#### (イ) 事業所への調査項目例

(※調査が難しい場合は、都道府県又は都道府県労働局に相談)

- ① 当該障害者の従事する業務内容、勤務体制、労働環境等
- ② 虐待を行った疑いのある職員の業務内容、勤務状況等
- ③ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制や給与の支払い状況等必要事項

### イ 調査を行う際の留意事項

- ① 複数職員による訪問調査  
訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。
- ② 医療職の立ち会い  
通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うこととします。

### ③ 障害者及び事業所への十分な説明

調査にあたっては、障害者及び事業所に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。

- ・ 訪問の目的について
- ・ 職務について・・・・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について・・・・調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 障害者の権利について・・障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市町村又は都道府県が取り得る措置に関する説明

## ウ 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる障害者、虐待を行った疑いのある使用者、事業所に対する調査を終えた後、調査報告書を作成して保健福祉部障害福祉課管理職の確認をとります。

ここで、使用者による障害者虐待ではなく、一般的な労働条件に対する苦情等で、他の相談窓口（例えば労働基準監督署や公共職業安定所等）での対応が適切と判断できる場合には、適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

## エ 個別ケース会議の開催

調査の結果、使用者による障害者虐待が疑われる場合には、個別ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

使用者による障害者虐待の事実が確認できた場合には、障害者本人への支援方針等を協議し、市町村の場合は都道府県を経由して、都道府県労働局に報告します。

※「個別ケース会議」については「Ⅱ2(5) 個別ケース会議の開催」を参照してください。

## (3) 市町村から都道府県への通知

市町村は、使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を事業所の所在地の都道府県に通知することとされています（第23条）

ただし、通報等で寄せられる情報には、別の窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれていることがあります。

これらが障害者虐待ではないと明確に判断される事案を除いて、通報等があった事案は市町村から都道府県へ通知（様式4）することになります。この場合、「労働相談票（使用者による障害者虐待）」（様式5）を作成し、添付します。

また、悪質なケース等で、都道府県労働局等による迅速な行政指導が求められる場合には、速やかに市町村から都道府県を経由して、都道府県労働局に報告し、協力して対応することが必要です。

### 都道府県に報告すべき事項

- 1 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- 2 虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類及び障害程度区分その他の心身の状況 及び雇用形態
- 3 虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- 5 都道府県及び市町村が行った対応
- 6 虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

#### （４）都道府県から都道府県労働局への報告

都道府県は、市町村からの通知を受けた場合や、直接に使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局総務部企画室に報告します（第24条）（「様式1 都道府県からの報告様式」参照）。なお、使用者による虐待に該当するか疑義が生じた場合には、都道府県労働局総務部企画室に照会します。

都道府県が直接通報等を受けた場合には、都道府県から都道府県労働局総務部企画室への報告にあたり、「労働相談票（使用者による障害者虐待）」を作成し、添付します。

都道府県は、通報等の内容から緊急性があると判断される場合には、速やかに都道府県労働局総務部企画室に報告するとともに、障害者の居住地の市町村に情報提供し連携して対応します。

#### （５）都道府県労働局による対応

都道府県から報告を受けた都道府県労働局総務部企画室は、報告内容から、公共職業安定所、労働基準監督署、雇用均等室、企画室などの対応部署を決め、事実確認及び対応を行います。対応部署は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「労働基準法」などの関係法令の規定による権限を適切に行使して適正な労働条件及び雇用管理を確保します。

住み込みで働いている場合などは、使用者による障害者虐待であっても、生活支援が必要な場合があると考えられます。対応部署は市町村等の関係機関と連携し、迅速な対応を行うこととなります。また、行政（公共職業安定所、労働基準監督署等）職員が障害者虐待を発見した場合、都道府県労働局総務部企画室へ速やかに情報提供を行います。

なお、対応部署による障害者虐待対応が終結した場合には、その結果を都道府県労働局から事業所の所在地の都道府県に情報提供がなされ、都道府県から障害者の居住地の市町村に情報提供されます。

#### （６）都道府県等による障害者支援

使用者による障害者虐待が発生した場合、労働条件や雇用管理の面からの事業者に対する指導は都道府県労働局が、障害者に対する生活支援などについては市町村や都道府県が担当することとなります。障害者の生活を全人的に回復させることが重要であり、両者が十分に連携することが必要です。障害者虐待防止法においても、都道府県労働局長等が権限を行行使する際には、当該報告に係る都道府県と連携を図ることとされており（第26条）、都道府県に対し適宜情報提供しながら対応します。

都道府県においては、早い時期に障害者の居住する市町村や障害者就業・生活支援センターに情報提供等を行い、具体的な相談支援や福祉的な措置等について依頼します。

#### （７）使用者による障害者虐待の状況の公表

厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています（第28条）。

相談・通報・届出受付票

(A票)

相談年月日	平成 年 月 日 時 分～ 時 分	対応者		受付NO.			
相談者 (通報者)	氏名			受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 他( )		
	住所			電話番号			
	本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 同居の家族親族(続柄 ) <input type="checkbox"/> 障害者福祉サービス事業所 <input type="checkbox"/> 民生・児童委員 <input type="checkbox"/> 別居の家族親族(続柄 ) <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他( )					
障害者本人	氏名	性別	男・女	生年月日	T・S・H 年 月 日	年齢	歳
	住所	居住地				住民登録	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異
	住所	住民登録地:					
	居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院( ) <input type="checkbox"/> 施設( ) <input type="checkbox"/> その他( )					
	連絡先	電話: _____ その他の連絡先: _____					
	障害手帳	<input type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	主障害	<input type="checkbox"/> 身体障害( 種 級 ) <input type="checkbox"/> 精神( 級 ) <input type="checkbox"/> 知的障害( A・B IQ ) <input type="checkbox"/> その他( )			
	程度区分	<input type="checkbox"/> 区分( ) <input type="checkbox"/> 非該当	経済状況	<input type="checkbox"/> 生保受給中 <input type="checkbox"/> 年金(障害・老齢・他 ) <input type="checkbox"/> 稼働収入( 円 ) <input type="checkbox"/> 他収入( )			
利用サービス	障害福祉	<input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無		相談支援事業所			
	その他	<input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無					
虐待者	種別	<input type="checkbox"/> 養護者(続柄: _____ ・男・女) <input type="checkbox"/> 福祉施設従事者等 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> その他					
	養護者氏名 施設・事業所 使用者名			住所			
				連絡先			

◇ 主訴・相談の概要

相談内容 虐待の可能性 (いつ、どこで など具体的内容 を記載する)	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待					
情報源	相談者・通報者・届出者は ⇒ <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声・泣き声・物音等を聞いて推測した。 <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者( ) から聞いた					

受付者所見						
今後の対応	<input type="checkbox"/> 相談継続 ⇒ <input type="checkbox"/> 相談支援事業所等による継続相談( ) <input type="checkbox"/> 障害者虐待として対応 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 相談終了 ⇒ <input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次( )					

初 動 対 応 用 記 録

(B票)

開催日時	平成 年 月 日 : ~	開催場所	
会 議 出席者	所属: 氏名:	所属: 氏名:	
	所属: 氏名:	所属: 氏名:	

受付NO.	0	障害者氏名	0
障害者の健康状態			
障 害 者 ・ 養 護 者 等 の 情 報			
緊急性の有無	<input type="checkbox"/> あり ( <input type="checkbox"/> 即時 <input type="checkbox"/> 他 ) <input type="checkbox"/> なし		
	判断理由:		
方針			
	事 実 確 認 内 容 ・ 方 法		結 果
1	役割分担:		
2	役割分担:		
3	役割分担:		
その他			



## 事 実 確 認 項 目(サイン)

	確認項目	当てはまるものを○囲み、特記事項は空欄に記載	通 報 時	確 認 日	1-目視、2-聴取り、3-他 ↓ ↓誰から確認した	
身 体 の 状 態 ・ け が 等	外傷等	頭部外傷(血腫、骨折等)、腹部外傷、重度の褥そう、他				
	全身状態意識レベル	全身衰弱、意識混濁、他				
	脱水症状	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状、他				
	栄養状態等	栄養失調、低栄養・低血糖の疑い、他				
	あざや傷・出血	複数のあざ、やけど、刺し傷、打撲痕、腫張、出血、他				
	体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、他				
	その他					
生 活 の 状 況	衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、他				
	身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪、他				
	適切な食事	菓子パンのみの食事、拒食・過食が見られる、他				
	適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、他				
	行為の制限	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、長時間外に出されている、他				
	不自然な状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物に困っている、年金・預金通帳がない、他				
	住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房がない、他				
話 の 内 容	恐怖や不安の訴え	「怖い」・「痛い」・「怒られる」などの発言、他				
	保護の訴え	「殺される」・「何も食べていない」・「家にいたくない」・「帰りたい」などの発言、他				
	強い自殺念慮	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、他				
	あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、他				
	金銭の訴え	「お金を取られた」・「年金がはいってこない」などの発言、他				
	性的事柄の訴え	「裸の写真をとられた」などの発言、他				
	話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化する、他				
表 情 ・ 態 度	おびえ・不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、他				
	無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応、他				
	態度の変化	家族が居ると居ないとでは態度が異なる、なげやりな態度、急な態度の変化、他				
	その他					
サ ー ビ ス の 利 用 状 況	適切な医療受診	家族が受診が拒否、他				
	適切な服薬管理	処方されていない薬を服用、薬を適切に服薬できていない、他				
	入退院の状況	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、他				
	適切な福祉サービス	必要であるが未利用、必要量が極端に不足、他				
	支援のためらい・拒否	援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、他				
	費用負担	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう、他				
養 護 者 の 態 度	支援者への発言	「何をするか分からない」・「殺してしまうかもしれない」等の訴え、他				
	保護の訴え	虐待者が障害者の保護を求めている、他				
	暴力・脅し等	刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある、他				
	障害者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、他				
	障害者への発言	「死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとうとうとしない、他				
	支援者に対する態度	会うのを避ける、話したがらない、拒否的、他				
	精神状態・判断能力	虐待者の精神的不安定・判断力の低下、非現実的な認識、他				
その他						



# 個別ケース会議録

(E票)

		課長	福祉司	補佐	主査・係
会議日時					

会議出席者	所属: _____ 氏名: _____	所属: _____ 氏名: _____
	所属: _____ 氏名: _____	所属: _____ 氏名: _____
	所属: _____ 氏名: _____	所属: _____ 氏名: _____
	所属: _____ 氏名: _____	所属: _____ 氏名: _____

障害者氏名		生年月日		性別	
-------	--	------	--	----	--

会議目的	
------	--

検 討 課 題 と 内 容	

支援計画等	<input type="checkbox"/> 対応計画の継続 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 新規対応計画の作成 <input type="checkbox"/> 終結・終了
-------	---

( F 票 )

## 障害者虐待対応計画書

課長	福祉司	補佐	主査・係

障害者氏名		生年月日		性別	
作成した会議	<input type="checkbox"/> コアメンバー会議 <input type="checkbox"/> 個別ケース会議				

	課 題	目 標	支援内容・方法・関係機関等
障 害 者	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
養 護 者 等	1		
	2		
	3		
	4		
そ の 他	1		
	2		
備 考			

(G票)

## 障害者虐待対応評価会議記録票

課長	福祉司	補佐	主査・係

障害者氏名		生年月日		性別	
作成した会議	<input type="checkbox"/> コアメンバー会議 <input type="checkbox"/> 個別ケース会議				

	目 標	実 施 状 況 (誰がどのように取り組んだのか)	目標達成状況 確認した事実と日付	対応方針
障 害 者	1			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 終了
	2			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 終了
	3			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 終了
	4			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 終了
	5			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 終了
養 護 者 等	1			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 終了
	2			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 終了
	3			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 終了
	4			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 終了
そ の 他	1			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 終了
	2			<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 終了

## 障 害 発 生 の リ ス ク 状 況

1	身体的虐待	<input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 虐待の疑い <input type="checkbox"/> 一時的に解消 <input type="checkbox"/> 虐待の解消 <input type="checkbox"/> 虐待は確認されていない
2	性的虐待	<input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 虐待の疑い <input type="checkbox"/> 一時的に解消 <input type="checkbox"/> 虐待の解消 <input type="checkbox"/> 虐待は確認されていない
3	心理的虐待	<input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 虐待の疑い <input type="checkbox"/> 一時的に解消 <input type="checkbox"/> 虐待の解消 <input type="checkbox"/> 虐待は確認されていない
4	放棄・放置	<input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 虐待の疑い <input type="checkbox"/> 一時的に解消 <input type="checkbox"/> 虐待の解消 <input type="checkbox"/> 虐待は確認されていない
5	経済的虐待	<input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 虐待の疑い <input type="checkbox"/> 一時的に解消 <input type="checkbox"/> 虐待の解消 <input type="checkbox"/> 虐待は確認されていない

新たな対応計画の必要性	評価結果のまとめ	虐待対応終了の理由等
	<input type="checkbox"/> 虐待対応の終了 → <input type="checkbox"/> 現在の虐待対応計画に基づき、継続 <input type="checkbox"/> 虐待対応計画の見直し <input type="checkbox"/> その他( )	

立入調査の身分証明書 (表)

(様式1)

証 票	
第 ○○ 号	年 月 日 交付
所 属 氏 名	
上記の者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 11 条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。	
帯広市長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市長印</div>

(裏)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律  
(通報等を受けた場合の措置)

第 9 条 市町村は、第 7 条第 1 項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第 3 5 条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第 7 条第 1 項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者総合支援法第五条第 7 項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 8 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 1 5 条の 4 若しくは第 1 6 条第 1 項第 2 号の規定による措置を講じるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第 1 8 条第 1 項又は若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法第 1 5 条の 4 若しくは第 1 6 条第 1 項第 2 号の規定を適用する。

3 市町村長は、第 7 条第 1 項の規定による通報又は第 1 項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 1 1 の 2 又は知的障害者福祉法第 2 8 条の規定により審判の請求をするものとする。  
(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 号			
障害者虐待事案に係る援助依頼書			
平成 年 月 日			
帯広警察署長 様		帯広市長 ㊟	
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。			
依頼事項	日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
	場所		
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他( )	
障害者	障害の内容		
	(ふりがな)氏名	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生 ( 歳)	
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他( )	
	電話	( ) -	
	職業等		
養護者等	(ふりがな)氏名	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生 ( 歳)	
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他( )	
	電話	( ) -	
	職業等		
	障害者との関係	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 他親族( ) <input type="checkbox"/> その他( )	
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
	虐待の内容		
障害者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由			
警察の援助を必要とする理由			
担当者・連絡先	所属・役職		氏名
	電話		内線
	携帯電話		

## 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）

本件は、当市において事実確認を行った事案

- 障害者福祉施設従業者等による障害者虐待の事実が認められた事案である。
- 特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。
- 更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

[ ]

(注) 不明の項目については記載しなくてもよい。

### 1 障害者福祉施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名 称 : \_\_\_\_\_

・サービス種別 : \_\_\_\_\_

(事業者番号: \_\_\_\_\_ )

・所 在 地 : \_\_\_\_\_

TEL : \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_

### 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の性別、年齢及び障害種別その他の心身の状況

氏 名	性別	年齢
障害の種類 (程度区分)	身体障害      知的障害      精神障害	
	その他 ( _____ )	
心身の状況	障害程度区分    非該当    1    2    3    4    5    6    不明等	

### 3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待    性的虐待    心理的虐待    放棄・放置    経済的虐待
虐待の内容	その他 ( _____ )
発生要因	

4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏名		生年月日	
(資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること)			

5 市町村が行った対応

施設等に対する指導

施設等からの改善計画の提出依頼

虐待を行った障害者福祉施設従事者への注意・指導

その他(具体的に記載すること)

6 虐待を行った障害者福祉施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

施設等からの改善計画の提出

その他(具体的に記載すること)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第17条の規定に基づき、  
上記の通り報告する。

平成 年 月 日

〇〇〇 都道府県(担当課名)

帯広市長



【帯広市から都道府県への通知様式】

平成 年 月 日

〇〇（都、道、府、県）知事 へ

帯広市長

使用者による障害者虐待に係る報告

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第24条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 通知資料

- ① 労働相談票（使用者による障害者虐待）
- ② 添付資料（具体的に記載）

2 連絡先

担当部署名	帯広市 保健福祉部 障害福祉課	担当者氏名	
電話番号	0155-65-4147		

# 労働相談票(使用者による障害者虐待)

(様式5)

(受付台帳番号 )							処理欄		
受付年月日	平成 年 月 日	1. 通報	2. 届出	1. 来庁 2. 電話 3. FAX 4. 郵送等			通報等		
都道府県				市 町 村			来庁等		
受付機関	1. 基準部・監督署 2. 安定部・安定所 3. 均等室 4. 総務部企画室			対応者氏名			部 署		
① 通報 届出 者 及 び 被 虐 待 者 の 事 項	通報(届出)者氏名				性 別				
				1. 男 2. 女 3. 不明					
	事業所への通知の諾否	通報・届出の有無	通知者氏名の通知(※通報時のみ)		被虐待者氏名の通知				
		諾・否	諾・否		諾・否				
	被虐待者との関係	1. 本人 2. 事業所内労働者 3. 被虐待者の親族等 4. 行政機関等 5. その他( ) 6. 不明						関係	
	住 所								
	電話番号	TEL		携帯TEL					
	被虐待者氏名				性 別		生年月日	年齢	性別
					1. 男 2. 女 3. 不明				
	年齢区分	1. ~20歳 2. 21~30歳 3. 31~40歳 4. 41~50歳 5. 51~60歳 6. 61歳~ 7. 不明						年齢	
障害の種類	1. 身体障害 2. 知的障害 3. 精神障害 4. その他			雇 用 形 態			障害種類		
障害程度区分				1. 正社員 2. パート・アルバイト 3. 派遣労働 4. 期間契約社員 5. その他( ) 6. 不明					
心身の状況							程度区分		
住 所								雇用形態	
電話番号	TEL		携帯TEL						
② 事業所及び使用者の事項	事業所名								
	代表者職氏名								
	担当者職氏名								
	所在地								
	電話番号	TEL		携帯TEL					
	規 模	1. 10人未満 2. 10~49人 3. 50~99人 4. 100~299人 5. 300人以上 6. 不明						規模	
	業 種	1. 製造業 2. 情報通信業 3. 運輸業、郵便業 4. 卸売業、小売業 5. 金融業、保険業 6. 医療、福祉 7. サービス業 8. 1~7以外 9. 不明						業種	
	使用者氏名				性 別		生年月日	年齢	性別
					1. 男 2. 女 3. 不明				
	年齢区分	1. ~20歳 2. 21~30歳 3. 31~40歳 4. 41~50歳 5. 51~60歳 6. 61歳~ 7. 不明						年齢	
被虐待者との関係	1. 事業主 2. 所属の上司 3. 所属以外の上司 4. その他( ) 5. 不明						関係		
虐待の種別	10. 身体的虐待 20. 性的虐待 30. 心理的虐待 40. 放棄・放置 50. 経済的虐待 41. 放棄・放置(身体的虐待) 42. 放棄・放置(性的虐待) 43. 放棄・放置(心理的虐待)						種別		

<p>虐待の内容 及び 発生要因</p>		
<p>市町村 又は 都道府県が 行なった対応</p>		
<p>使用者による虐待 が行なわれた事業 所において改善措 置がとられている 場合にはその内容</p>		

※ 特に色を付けた部分は、省令により都道府県から労働局に報告する内容であるため、確認の上、記載すること。

## ○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成 23 年法律第 79 号)

### 目次

- 第一章 総則（第一条－第六条）
- 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条－第十四条）
- 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第十五条－第二十条）
- 第四章 使用者による障害者虐待の防止等（第二十一条－第二十八条）
- 第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等（第二十九条－第三十一条）
- 第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（第三十二条－第三十九条）
- 第七章 雑則（第四十条－第四十四条）
- 第八章 罰則（第四十五条・第四十六条）
- 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

**第一条** この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

##### （定義）

- 第二条** この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。
- 2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。
- 3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。
- 4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十五項に規定する移動支援事業、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを営業する事業若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホームを営業する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。
- 5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）

又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

**第三条** 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

**第四条** 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

#### (国民の責務)

**第五条** 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

#### (障害者虐待の早期発見等)

**第六条** 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

### 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

#### (養護者による障害者虐待に係る通報等)

**第七条** 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

**第八条** 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

#### (通報等を受けた場合の措置)

**第九条** 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者

(以下「知的障害者」という。)以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援

が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）

第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

#### (居室の確保)

**第十条** 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

#### (立入調査)

**第十一条** 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (警察署長に対する援助要請等)

**第十二条** 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

#### (面会の制限)

**第十三条** 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

#### (養護者の支援)

**第十四条** 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

### 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

#### (障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

**第十五条** 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障

害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

**(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)**

**第十六条** 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

**第十七条** 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

**第十八条** 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

**(通報等を受けた場合の措置)**

**第十九条** 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者自立支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

**(公表)**

**第二十条** 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

**第四章 使用者による障害者虐待の防止等**

**(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)**

**第二十一条** 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

**(使用者による障害者虐待に係る通報等)**

**第二十二条** 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

**第二十三条** 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

**第二十四条** 都道府県は、第二十二條第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

**第二十五条** 市町村又は都道府県が第二十二條第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三條の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

#### （報告を受けた場合の措置）

**第二十六条** 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

#### （船員に関する特例）

**第二十七条** 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三條の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）」とする。

#### （公表）

**第二十八条** 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

### 第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

#### （就学する障害者に対する虐待の防止等）

**第二十九条** 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二十四条に規定する専修学校又は同法第三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学

する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

**(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)**

**第三十条** 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

**(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)**

**第三十一条** 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

**第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター**

**(市町村障害者虐待防止センター)**

**第三十二条** 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

**(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)**

**第三十三条** 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

**(市町村等における専門的に従事する職員の確保)**

**第三十四条** 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

**第三十五条** 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

**第三十六条** 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
- 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

**第三十七条** 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち相当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託

を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

**第三十八条** 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

**第三十九条** 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章 雑則

(周知)

**第四十条** 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

**第四十一条** 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

**第四十二条** 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

**第四十三条** 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者で行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

**第四十四条** 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

## 第八章 罰則

**第四十五条** 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第四十六条** 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 附 則

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

**第二条** 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

**第三条** 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条に次の一項を加える。

- 6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和 四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（調整規定）

**第四条** この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

## ○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

(平成24年厚生労働省令第132号)

(法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業)

**第一条** 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業又は同条第六項に規定する障害児相談支援事業とする。

(市町村からの報告)

**第二条** 市町村は、法第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二条第七項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待(以下「障害者福祉施設従事者等による虐待」という。)の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該障害者福祉施設従事者等による虐待に係る法第二条第四項に規定する障害者福祉施設又は同項に規定する障害福祉サービス事業等の事業所(以下「障害者福祉施設等」という。)の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 一 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四条第四項に規定する障害程度区分をいう。以下同じ。)その他の心身の状況
- 三 障害者福祉施設従事者等による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等(法第二条第四項に規定する障害者福祉施設従事者等をいう。以下同じ。)の氏名、生年月日及び職種
- 五 市町村が行った対応
- 六 障害者福祉施設従事者等による虐待が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

(都道府県知事による公表事項)

**第三条** 法第二十条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

(市町村からの通知)

**第四条** 市町村は、法第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二条第八項に規定する使用者による障害者虐待(以下「使用者による虐待」という。)の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

- 一 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- 二 使用者による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者(以下「被虐待者」という。)の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分その他の心身の状況及び雇用形態
- 三 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 使用者による虐待を行った使用者(法第二条第五項に規定する使用者をいう。以下同じ。)の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- 五 市町村が行った対応
- 六 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

(都道府県からの報告)

**第五条** 都道府県は、法第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は法第二十三条の規定による通知を受け、当該通報、届出又は通知に係る事実の確認を行った結果、使用者による虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県労働局と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

- 一 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- 二 被虐待者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分その他の心身の状況及び雇用形態
- 三 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 使用者による虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- 五 都道府県及び市町村が行った対応
- 六 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

(船員に関する特例)

**第六条** 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による虐待に係る前条の規定の適用については、「都道府県労働局と」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関と」と、「当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」とする。

(厚生労働大臣による公表事項)

**第七条** 法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 使用者による虐待があった事業所の業種及び規模
- 二 使用者による虐待を行った使用者と被虐待者との関係

(法第三十条に規定する厚生労働省令で定める施設)

**第八条** 法第三十条に規定する厚生労働省令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 一日に保育する乳幼児（児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳児又は同項第二号に規定する幼児をいう。以下同じ。）の数（次に掲げるものを除く。）が五人以下である施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの
  - イ 事業主がその雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の乳幼児の数
  - ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主団体からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の乳幼児の数
  - ハ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく地方公務員共済組合その他の厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該組合等からの委託を受けて当該構成員の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の乳幼児の数
  - ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の乳幼児の数
  - ホ 設置者の四親等内の親族である乳幼児の数
  - ヘ 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業を行う保育所以外の施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数
- 二 児童福祉法第三十四条の十五第一項に規定する家庭的保育事業の届出が行われた施設
- 三 半年を限度として臨時に設置される施設
- 四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

## 附 則

### (施行期日)

**第一条** この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

**第二条** 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第二百二十三条第三項から第五項までにおいて準用する場合に限る。」の下に「、第二百一条(第二百二十三条第五項において準用する場合に限る。)」を加える。

第六十九条、第二百二十四条及び第二百五十二条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

第百七十一条中「、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第百七十一条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第百六十九条の二第一項及び第二項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第百七十一条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第百七十一条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百七十一条」とを削る。

第二百二十条 第一項第四号中「ハ」を「ロ」に改める。

附則第四条中「法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間」を「当分の間」に改める。

### (障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

**第三条** 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前条」を「第四条」に改める。

第二十三条第八項中「、就労移行支援又は就労継続支援B型」を「又は就労移行支援」に改める。

第三十三条中「又は就労継続支援B型」を削る。

第四十三条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

### (障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)

**第四条** 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

第九十条第二項中「第六十四条第一項第四号及び第六項」を「第六十四条第一項第四号及び第七項」に改め、同条第三項中「前条第二項後段」を「前条第四項後段」に改める。

附則第三条中「法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間」を「当分の間」に改める。

### (障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正)

**第五条** 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

### (障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)

**第六条** 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

### (障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

**第七条** 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号及び第四号中「第六号ロ」を「第七号ロ」に改める。

第十二条第二項中「第四号イ(3)」を「第四号イ(2)」に改める。

第二十八条中「又は就労継続支援B型」を削る。

第三十六条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

**第八条** 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

**第九条** 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第二十四条の十二第二項」を「第二十四条の十二第一項又は第二項」に改める。

第三十六条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

(厚生労働省組織規則の一部改正)

**第十条** 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の二第二項に次の一号を加える。

四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関すること

（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。

## 帯広市障害者虐待防止ネットワーク会議設置要綱

### (設置)

第1条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。）第35条の規定に基づき、関係する行政機関、民間団体等との連携協力体制を築き、本市における障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援等を適切に実施するため、帯広市障害者虐待防止ネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (付議事項)

第2条 会議は、法第35条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事項について情報交換、協議及び検討を行う。

- (1) 障害者虐待防止に関する各機関及び団体の現状や課題等に関する事項
- (2) 障害者虐待の予防対策、早期発見、早期対応及び支援に関する事項
- (3) 障害者虐待防止に関する啓発や研修活動に関する事項
- (4) その他法第35条に規定する目的実施に必要な事項

### (組織)

第3条 会議は、別表に掲げる関係機関、団体の長又はその長が指定する者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

### (議長)

第4条 会議に議長を置き、議長は帯広市保健福祉部長とする。

- 2 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、議長が招集し、その議事を主宰する。

2 議長は、議事の内容により、構成員以外の関係機関、団体に所属する者を出席させることができる。

- 3 会議に専門ミーティング機関を置くことができる。

### (専門ミーティング機関)

第6条 前条第3項の専門ミーティング機関は、障害者虐待への早期対応を図るため、実働を担うものとし、これに必要な情報交換や役割分担、その対応等について協議する。

- 2 専門ミーティング機関は、別表に掲げる関係機関、団体等から必要な職員等の出席により開催し、議長が招集するものとする。

### (事務局)

第7条 会議の事務を処理するため、帯広市保健福祉部障害福祉課内に事務局を置く。

### (守秘義務)

第8条 構成員及び会議に出席した関係者等は、正当な理由がある場合を除き、その知り得た秘密を他に漏らしてはならない。構成員及び関係者等でなくなった場合も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

関係機関・団体名	備考
釧路地方法務局帯広支局	
北海道十勝総合振興局保健環境部社会福祉課	
帯広警察署生活安全課	
帯広公共職業安定所	
北海道民生委員児童委員連盟帯広支部	
帯広市医師会	
帯広市社会福祉協議会	
帯広人権擁護委員協議会	
基幹相談支援センター	
障害者相談支援事業所（代表）	
障害者支援施設（入所）（代表）	
障害福祉サービス事業所（代表）	
十勝障害者就業生活支援センターだいち	
帯広市手をつなぐ育成会	
帯広身体障害者福祉協会	
地域活動支援センター（代表）	
帯広市地域自立支援協議会	
帯広市保健福祉部	社会課・障害福祉課・保護課・ 高齢者福祉課
帯広市こども未来部	こども課・子育て支援課
帯広市学校教育部	学校教育指導室
帯広市市民活動部	男女共同参画推進課

# しょうがい ひと 障害のある人への

## ぎゃくたい 虐待をなくそう！！

しょうがい ひと ぎゃくたい ぼあい  
障害のある人への虐待は、いかなる場合でも、あってはならないことです。

しみん みなさま しょうがい ひと ぎゃくたい ほうし と く  
市民の皆様の協力で、障害のある人への虐待の防止に取り組みましょう。

障害者の虐待に関する通報、相談・届出先

帯広市障害者虐待防止センター

電 話 080-8295-1051

または

◇ [平日 8時45分～17時30分]

帯広市 保健福祉部 障害福祉課 電 話 65-4147

FAX 23-0179

帯広市障害者虐待防止マニュアル  
(養護者・福祉施設従事者等・使用者・その他関係者向け)

発行・編集 帯広市保健福祉部障害福祉課

平成25年11月 第1刷発行